

## 米国における義務教育終了年齢延長政策

## Policy on Extending Compulsory Education in the United States

本多 正人\*  
HONDA Masato

## Abstract

Changes in compulsory education in Japan usually evoke images of education system reform. For example, in the past, when the National Council on Education Reform recommended education system reform, the Japan Teachers' Union emphasized the need to make upper secondary school education compulsory, which had long been their view, but this recommendation did not gain wide social acceptance. However, discussions in the United States treat the raising of the upper age of compulsory education as a form of policy tool, and such discussions are extremely useful when re-examining the subjects, scope and methods of research on education policy in Japan. This paper focuses on the example of the United States where the age of compulsory education ends in what would be the middle of the senior high school course in Japan, and examines a possible transformation of policy towards extending compulsory education.

The debate over raising the compulsory school age in the United States evolved in the 1960s and 70s mainly as a discussion on the ideal direction of high school education, but education-related research organizations and think tanks at the time proposed maintaining the status quo or even lowering the upper age. Since the mid-1980s, education reform has become a major issue in state and federal government policies, and with the importance of graduating from high school being generally recognized, the focus has been on raising the compulsory school age as a way of reducing the high school drop-out rate, or as one of the policy tools to help increase the high school graduation rate, and in fact, there are 22 states which have set 18 years of age as the age for completion of compulsory education. In recent years, raising the compulsory school age has been proposed even in terms of stressing the effects of increased motivation to go on to higher education as a result of graduating from high school and the benefits for the US economy or for the welfare and security of the United States. However, discussion has been divided as to whether raising the compulsory school age will have a direct positive effect on improving the high school graduation rate. Currently, raising the upper age has come to be considered as part of a policy package aiming to improve the high school graduation rate, and as a result, to boost lifetime earnings and to inhibit the need for welfare benefits, and therefore measures such as early involvement by the education administration with regard to students who are at risk of dropping out have become prevalent.

---

\* 教育政策・評価研究部 総括研究官

## 1. はじめに

戦後日本の義務教育は教育基本法の制定以降一貫して9年間とされてきた。平成18(2006)年の教育基本法改正により、教育基本法の条文からは義務教育の期間に関する規定はなくなったが、それに合わせて平成19年に改正された学校教育法第16条で、子に9年の普通教育を受けさせる保護者の義務が規定されている。また保護者には子を小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務と中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務があるが、いずれの場合も満15歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとされている(学校教育法第17条第1項及び第2項)。このように、戦後日本の義務教育は中学校までが、現実には学齢超過者が存在してきたのであって、そうした学齢超過者の教育機会を実質的に保障してきたいわゆる夜間中学りが近年の政策課題ともなったことはよく知られているところである(江澤, 2010)。現在は不登校等により実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者で、改めて中学校で学び直すことを希望する者を夜間中学で受け入れることが正式に認められている。また、戦前と戦後の義務教育期間の違いに対する配慮として、戦前の義務教育(従って尋常小学校と国民学校初等科)修了者を対象として公立及び私立の中学校で実施できる通信教育<sup>2)</sup>が制度上あり、構造改革特区の第7次や第19次の提案で不登校生徒にもその対象を拡大するアイデアが出されたことがあったが、これは実現していない。

このように、義務教育の在り方の変更を伴う政策アイデアは、日本においては通常、学制改革を想起させる。例えば、かつて臨時教育審議会が学制改革の必要性を提言した際、むしろ高等学校教育を義務化すべきとの対案を日教組が提示したことがあった。教育制度そのものが複雑かつ高度に体系化している現代国家の教育政策過程においては、義務教育段階の児童生徒に関わる教育課題に焦点を当てるのが単に義務教育の在り方にとどまらず就学前教育や高校以上の教育段階を含めた学制全体の在り方にも波及していきかねないことは、およそ日本だけに限らないであろう。

ところで米国では、義務教育終了年齢の引上げが一種のポリシー・ツールのように位置づけられて議論されており、日本における教育政策研究の対象・範囲・手法を再検討する上で大変示唆的である。加えて米国では、日本的に言えば高等学校の課程の途中で義務教育が終了することになっており、義務教育の在り方を検討することは必然的に高校教育の在り方をも再検討することにつながりやすい。そこで本稿では米国における学校体系の在り方が論じられた例として近年の義務教育終了年齢引上げ政策を取り上げ、米国にみられる教育課題の今日の特徴や教育政策過程の変容を検討する。

なお、米国では義務教育(制度・法)を意味する言葉として、“compulsory education”のほかにも“compulsory schooling”、“compulsory school attendance”、“mandatory school attendance”などが用いられる。ここでは、特に学校への就学を意味する場合以外は義務教育の語を当てることにした。また、本稿で義務教育の修了ではなく終了を用いているのは年齢区分に主な関心を持っていることによるが、それに加えて米国の法令(この場合は州法)での義務教育期間の定め方が非常に多様であることから、義務教育課程の修了と区別する意図もある。すなわち、日本のように年齢に加えて特定の学校種や学年度が終わるまで在学させるという規定以外にも、学年度ではなく暦年を基準にしたり、誕生日を基準としたりする例がある<sup>3)</sup>。また米国では高校を所定の年数よりも早く修了できる制度が比較的普及しているため(岸本, 2016)、例えば義務教育の終了年齢に達していなくても高校を卒

業することで就学義務の適用除外になる場合がありうる<sup>4)</sup>。更に言えば、義務教育終了年齢とされる年齢に達していなくても、一定の年齢を超えていて特別な事情があるときには退学することを認める場合もある。

## 2. 米国義務教育法の特徴

### (1) 義務教育法の多様性

義務教育終了年齢の公的な表現としては“upper compulsory school attendance age” (National Conference of State Legislatures, 2014) などが用いられるが、終了年齢に達すると高等学校の課程を修了しないまま学籍から離脱することが可能であるという意味に加えて、ややネガティブな表現ながら“dropout age” ともしばしばいわれる<sup>5)</sup>。米国の義務教育制度の特徴として、前述のように米国全体で一律の法制度が敷かれているわけではなく州ごとに多様になっている点を挙げるができる。場合によっては同じ州の中でも地方学校区の間で義務教育終了年齢が異なりうる。表1の□欄は1887年から2014年までの法令に規定された義務教育開始年齢と終了年齢の推移を示している。2014末の時点で義務教育終了年齢を16歳としている州が16州、17歳としている州が12州、18歳としている州が22州あり、表1には含めていないがワシントンDCは18歳である。例えばアリゾナ州の義務教育の終了は、年齢で16歳になった場合か10学年を終了した場合とされている (Ariz. Rev. Stat. § 15-802 subsection A, Ariz. Rev. Stat. § 15-802 subsection D)。テネシー州の場合は18歳に達する日の前日までと解釈されており<sup>6)</sup>、18歳以降は学籍から離脱できる (Tennessee State Board of Education, n.d.; Wilson County Schools, 2015)。

なお、直近の事例としては2015年8月にテキサス州議会で義務教育法の改正案 (HB2398 (2015)) が成立したことによって、従来は6歳以上から18歳の誕生日を迎えるまでとされていた同州の義務教育期間が19歳の誕生日を迎えるまでと改正され、2015-16学年度が始まる9月1日から施行になっている (Tex. Edu. Code §25.085(b))。したがって18歳である間は学校への出席義務がある。ただしこれは、本稿で検討する義務教育終了年齢の引上げを直接の目的としたものというよりも、無断欠席 (truancy) に対する処分の在り方を改革する動きの中で併せて出てきたものであった (この点については後述する)。

ところで、表1で示す2014年時点の法令に規定された年齢をベースに義務教育期間の長さを出してみると、9年が7州、10年が13州、11年が11州、12年が14州、13年が5州となって、在学年数ではコネティカット州、ニューメキシコ州、オクラホマ州、バージニア州、ハワイ州が13年でもっとも長く、分布では12年とする州が最も多いことになる。

次に米国の状況をOECD加盟国の状況と比較してみたのが表2である。表2は2013年の一人当たりGDPの上位20か国について、それぞれの義務教育開始・終了年齢及び期間とともに示したもので、米国以外にも国によっては開始年齢や終了年齢に幅があることがわかる。そして、20か国の中ではオランダの義務教育期間が13年で最も長く、次に長いのがルクセンブルク、米国、ドイツ、ベルギー、イギリスの12年である。前述のように州によって多様であることを考慮しても、先進国の中で概して米国は義務教育終了年齢が高く、義務教育期間も長い部類に属する。また、一人当たりGDPで米国を上回る3か国はいずれも米国より義務教育終了年齢が低く、義務教育期間は同じかむしろ短い。

表1 各州の義務教育法の規定（制定年と義務教育年限に関する部分）と高校卒業率

| 州名       | I<br>憲法制定年 | II<br>教育法の制定年 | III<br>義務教育年限                                |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |   | IV<br>2002年以降に実施された義務教育終了年齢引き上げ            | V<br>義務教育年限（延長）の根拠法   | VI<br>高校卒業率ACGR(%)<br>2012-13学年度                 |      |      |
|----------|------------|---------------|--|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|---|--|---|--|------|------|
|          |            |               | (a)年齢下限, (b)年齢上限, (c)無償公教育年齢下限, (d)無償公教育年齢上限 |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |     |       |   |  |   |  |      |      |
|          |            |               | 1887年  |     | 1915年 |     | 1935年 |     | 2000年 |     | 2002年 |     | 2004年 |     | 2006年 |     | 2008年 |     | 2010年 |     | 2014年 |   |  |   |  |      |      |
|          |            |               | (a)  | (b) | (a)   | (b) | (a)   | (b) | (a)   | (b) | (a)   | (b) | (a)   | (b) | (a)   | (b) | (a)   | (b) | (a)   | (b) | (c)   | (d)   |  |   |  |      |      |
| 北東部      | コネチカット     | 1818          | 1872   | 8   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 18    | 7   | 18    | 5   | 18    | 5   | 18    | 5   | 18    | 21  | 18    | 21  | 2001-02学年度, 16-18                          | Conn. Gen. Stat. § 10-184; Conn. P.A. 00-157                                      | 85.5   | 87.0 |      |
|          | メイン        | 1819          | 1875   | 8   | 15    | 7   | 15    | 7   | 17    | 7   | 17    | 7   | 17    | 7   | 17    | 7   | 17    | 7   | 17    | 20  | 20    | ME REV. STAT. ANN. tit. 20A, § 5001-A                               | 86.4                                       | 86.5  |  |      |      |
|          | マサチューセッツ   | 1780          | 1852   | 8   | 14    | 7   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 3   | 6     | 16  | 22    | MASS. GEN. LAWS ANN. ch. 76, § 1; MASS. REGS. CODE tit. 803, § 8.02 | 85.0                                       | 86.1  |  |      |      |
|          | ニューハンプシャー  | 1776          | 1871   | 6   | 16    | 8   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 18  | 21    | 2009-10学年度, 17-18   | N.H. Rev. Stat. Ann. § 193:1; 2008, 173:11 | 87.3  | 88.1   |      |      |
|          | ロードアイランド   | 1842          | 1883   | 7   | 15    | 7   | 15    | 7   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 5   | 6     | 18  | 21   | 2011-12学年度, 16-18   | R.I. Gen. Laws § 16-19-1; P.L. 2011, ch 338, § 1 | 79.7 | 80.8 |
|          | バーモント      | 1777          | 1867   | 8   | 14    | 8   | 16    | 7   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 5   | 6     | 16  | 20   | VT. STAT. ANN. tit. 16, § 1121  | 86.6   | 87.8 |      |
|          | ニュージャージー   | 1776          | 1875   | 7   | 16    | 7   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 5   | 6     | 16  | 20   | N.J. REV. STAT. § 18A-38-25   | 87.5   | 88.6 |      |
|          | ニューヨーク     | 1777          | 1874   | 8   | 14    | 8   | 16    | 7   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 5   | 6     | 16  | 21   | N.Y. EDUC. LAW § 3205   | 76.8   | 77.8 |      |
|          | ペンシルベニア    | 1776          | 1895   | ... | 8     | 16  | 8     | 16  | 8     | 17  | 8     | 17  | 8     | 17  | 8     | 17  | 8     | 17  | 8     | 17  | 6     | 8   | 17   | 21  | PA. CONS. STAT. ANN. § 13-1326                   | 85.5 | 85.3 |
|          | イリノイ       | 1818          | 1883   | 7   | 14    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 17    | 7   | 17    | 7   | 17    | 4   | 6     | 17  | 21   | 2005年1月1日, 16-17  | 105 Ill. Comp. Stat. Ann 5/26-1; Ill. PA 93-858  | 83.2 | 86.0 |
| インディアナ   | 1816       | 1897          | ...  | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 18    | 7   | 18    | 7   | 18    | 5   | 7     | 18  | 22   | 2005-06学年度, 16-18   | Ind. Code Ann. § 20-33-2-6; § 22-33-2-9(B)       | 87.0 | 87.9 |
| ミシガン     | 1835       | 1871          | 8  | 14  | 7     | 16  | 6     | 16  | 6     | 16  | 6     | 16  | 6     | 16  | 6     | 16  | 6     | 16  | 5     | 6   | 18    | 20  | 2010年1月1日, 16-18                           | MICH. COMP. LAWS § 380.1561; Mich. Stat. Ann. § 380.1561; Mich. Am. 2009, Act 204 | 77.0   | 78.6 |      |
| オハイオ     | 1802       | 1877          | 8  | 16  | 8     | 16  | 6     | 18  | 6     | 18  | 6     | 18  | 6     | 18  | 6     | 18  | 6     | 18  | 5     | 6   | 18    | 22  | OHIO REV. CODE ANN. § 3321.01              | 82.2  | 81.8   |      |      |
| ワイオミング   | 1848       | 1879          | 7  | 15  | 7     | 16  | 6     | 18  | 6     | 18  | 6     | 18  | 6     | 18  | 6     | 18  | 6     | 18  | 4     | 6   | 18    | 20  | WIS. STAT. ANN. § 118.15                   | 88.0  | 88.6   |      |      |
| アイオワ     | 1846       | 1902          | ...  | 7   | 16    | 7   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 5   | 6     | 16  | 21   | IOWA CODE ANN. § 299.1A   | 89.7   | 90.5 |      |
| カンザス     | 1859       | 1874          | 8  | 14  | 8     | 15  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 5     | 7   | 18    | 20  | 2014-15学年度, 16-17                          | KAN. STAT. ANN. § 72-1111   | 85.7   | 85.7 |      |
| ミネソタ     | 1857       | 1885          | 8  | 16  | 8     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 5     | 7   | 17    | 21  | MINN. STAT. § 120A.22                      | 79.8  | 81.2   |      |      |
| ミズーリ     | 1820       | 1905          | ...  | 8   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 17    | 5   | 7     | 17  | 21   | 2009-10学年度, 16-17   | Mo. Rev. Stat. § 167.031; A.L. 2009 S.B. 291     | 85.7 | 87.3 |
| ネブラスカ    | 1866       | 1887          | 8  | 14  | 7     | 15  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 6     | 18  | 6     | 18  | 6     | 18  | 5     | 6   | 18    | 21  | 2005-06学年度, 16-18                          | Neb. Rev. Stat. § 79-201; Neb. Laws 2004, LB868, § 1                              | 88.5   | 89.7 |      |
| ノースダコタ   | 1889       | 1883          | 10   | 14  | 8     | 15  | 7     | 17  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 7     | 16  | 5     | 7   | 16    | 21  | N.D. CENT. CODE § 15.1-20-01               | 87.5  | 87.2   |      |      |
| サウスダコタ   | 1889       | 1883          | 10   | 14  | 8     | 14  | 8     | 17  | 6     | 16  | 6     | 16  | 6     | 16  | 6     | 16  | 6     | 16  | 5     | 6   | 18    | 21  | 2009-10学年度, 16-18                          | S.D. Codified Laws § 13-27-1; S.L. 2007, ch 98, § 1                               | 82.7   | 82.7 |      |
| デラウェア    | 1776       | 1905          | ...  | 7   | 14    | 7   | 17    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 21  | DEL. CODE ANN. tit. 14, § 2702             | 80.4  | 87.0   |      |      |
| フロリダ     | 1839       | 1915          | ...  | ... | ...   | 7   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 4   | 6     | 16  | 20    | FLA. STAT. ANN. § 1003.21   | 75.6                                       | 76.1  |  |      |      |
| ジョージア    | 1777       | 1916          | ...  | ... | ...   | 8   | 14    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 6   | 16    | 5   | 6     | 16  | 20    | GA. CODE ANN. § 20-2-690.1  | 71.7                                       | 72.5  |  |      |      |
| メリーランド   | 1776       | 1902          | ...  | 8   | 16    | 7   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 17    | 21  | 2015年7月1日まで16, 2017年7月1日まで17, 以降18         | MD. CODE ANN., EDUC. § 7-301, Senate Bill 362 in 2012                             | 85.0   | 86.4 |      |
| ノースカロライナ | 1776       | 1907          | ...  | 8   | 12    | 7   | 14    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 7   | 16    | 5   | 7     | 16  | 21   | N.C. GEN. STAT. § 115C-378  | 82.5   | 83.9 |      |
| サウスカロライナ | 1776       | 1915          | ...  | ... | ...   | 8   | 14    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 16    | 5   | 17    | 22  | S.C. CODE ANN. § 59-65-10                  | 77.6  | 80.1   |      |      |

|           |      |      |     |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  |      |      |
|-----------|------|------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|------|------|
| バージニア     | 1776 | 1908 | ... | 8   | 12  | 7   | 15 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 20 | VA. CODE ANN. § 22.1-254   | 84.5 | 85.3 |
| ウェストバージニア | 1863 | 1897 | ... | 8   | 15  | 7   | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 22 | 2011-12学年度。16→17   | 81.4 | 84.5 |
| アラバマ      | 1819 | 1915 | ... | ... | ... | ... | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 17 | 2009-10学年度。16→17   | 80.0 | 86.3 |
| ケンタッキー    | 1792 | 1896 | ... | 7   | 16  | 7   | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 21 | 2017年まで16。以降は18。   | 86.1 | 87.5 |
| ミシシッピ     | 1817 | 1918 | ... | ... | ... | ... | 7  | 17 | 6  | 17 | 6  | 17 | 6  | 17 | 6  | 17 | 6  | 17 | 6  | 21 |  | 75.5 | 77.6 |
| テネシー      | 1796 | 1913 | ... | 8   | 16  | 7   | 17 | 6  | 17 | 6  | 17 | 6  | 17 | 6  | 17 | 6  | 17 | 6  | 18 | 無し | TENN. CODE ANN. § 49-6-3001  | 86.3 | 87.2 |
| アーカンソー    | 1836 | 1909 | ... | 8   | 20  | 7   | 16 | 5  | 17 | 5  | 17 | 5  | 17 | 5  | 17 | 5  | 17 | 5  | 17 | 21 |  | 84.9 | 86.9 |
| ルイジアナ     | 1812 | 1910 | ... | 8   | 16  | 7   | 14 | 7  | 17 | 7  | 17 | 7  | 17 | 7  | 17 | 7  | 17 | 7  | 18 | 20 | 2001-02学年度。17→18   | 73.5 | 74.6 |
| オクラホマ     | 1907 | 1907 | ... | 8   | 16  | 8   | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 20 |  | 84.8 | 82.7 |
| テキサス      | 1845 | 1915 | ... | ... | ... | ... | 7  | 16 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 21 | TEX. EDUC. CODE ANN. § 25-085  | 88.0 | 88.3 |
| アリゾナ      | 1911 | 1899 | ... | 8   | 16  | 8   | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 6  | 16 | 21 | ARIZ. REV. STAT. § 15-802  | 75.1 | 75.7 |
| コロラド      | 1876 | 1889 | ... | 8   | 16  | 8   | 16 | -  | -  | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 21 | Colo. Rev. Stat. § 22-33-104; 2006 Session Laws of Colorado, Chapter 265 | 76.9 | 77.3 |
| アイダホ      | 1889 | 1887 | 8   | 14  | 8   | 18  | 8  | 18 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 21 |    | IDAHO CODE § 33-202  | -    | 77.3 |
| モンタナ      | 1889 | 1883 | 8   | 14  | 8   | 16  | 8  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 19 |    | MONT. CODE ANN. § 20-5-102   | 84.4 | 85.4 |
| ネバダ       | 1864 | 1873 | 8   | 14  | 8   | 16  | 7  | 18 | 7  | 17 | 7  | 17 | 7  | 17 | 7  | 17 | 7  | 17 | 21 |    | Nev. Rev. Stat. § 392.040; 2007 Statutes of Nevada, Page 2179            | 70.7 | 70.0 |
| ニューメキシコ   | 1911 | 1891 | ... | 7   | 14  | 6   | 17 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 18 | 5  | 16 | 無し | N.M. STAT ANN. § 22-8-2, 22-12-2   | 70.3 | 68.5 |
| ユタ        | 1895 | 1890 | ... | 8   | 16  | 8   | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 21 |  | 83.0 | 83.9 |
| ワイオミング    | 1889 | 1876 | 7   | 16  | 7   | 14  | 7  | 16 | 6  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 21 |    | WYO. STAT. ANN. § 21-4-102   | 77.0 | 78.6 |
| アラスカ      | 1956 | 1929 | ... | ... | ... | ... | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 7  | 16 | 20 |    | ALASKA STAT. § 14.30.010   | 71.8 | 71.1 |
| カリフォルニア   | 1849 | 1874 | 8   | 14  | 7   | 15  | 8  | 16 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 21 |    | CAL. EDUC. CODE 48200  | 80.4 | 81.0 |
| ハワイ       | 1950 | 1896 | ... | 6   | 15  | 6   | 14 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 18 | 6  | 20 |    | HAW. REV. STAT. 302A-1132  | 82.4 | 81.8 |
| オレゴン      | 1857 | 1889 | ... | 9   | 15  | 8   | 16 | 7  | 18 | 7  | 18 | 7  | 18 | 7  | 18 | 7  | 18 | 7  | 19 |    | OR. REV. STAT. § 339.010   | 68.7 | 72.0 |
| ワシントン     | 1889 | 1871 | 8   | 18  | 8   | 16  | 8  | 17 | 8  | 17 | 8  | 16 | 8  | 18 | 8  | 18 | 8  | 18 | 21 |    | WASH. REV. CODE ANN. § 28A.225.010                                       | 76.4 | 78.2 |
| 全米        |      |      |     |     |     |     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 81.4 | 82.3 |

(資料)

- ①Aragon, S. (2015). Free and Compulsory School Age Requirements. Education Commission of the States
- ②Council of State Governments. (2015). The book of the States: Council of State Governments.
- ③National Center for Education Statistics. (2014). Table 234.10. Digest of Education Statistics. Retrieved from [https://nces.ed.gov/ipeds/data/tables/d114\\_234.10.asp?current=yes](https://nces.ed.gov/ipeds/data/tables/d114_234.10.asp?current=yes) accessed March 15, 2016
- ④NCESL. "Upper Compulsory School Age". 2014-1-21. <http://www.ncsl.org/research/education/upper-compulsory-school-age.aspx>
- ⑤McKee, P.E., Duncum, T.G., 2013. Does Raising The State Compulsory School Attendance Age Achieve The Intended Outcomes? U.S. Department of Education.
- ⑥NCES Common Core of Data, Dropout / Completer Data Tables
- ⑦Whitfield, G. J. R., & Whitfield, S. (2012). Compulsory School Attendance: What Research Says and What It Means for State Policy. Retrieved from Brown Center on Education Policy at the Brookings Institution.
- ⑧世界教育委員会 (編) (1975). 『世界教育史大系17 アメリカ教育史1』。講談社 213頁、表2

※注: (b)欄は資料によって異なる場合がある。ここでは次のように判断している。テネシー州の2014年はほかの資料では17歳とするものがあるが、資料③と法令の典拠情報により18歳とした。ミシシッピ州の2004～2006年は資料④では16歳となっているが、資料⑥により16歳とした。インディアナ州の2000年～2004年は、資料⑦では18歳としているが、2005年の同州改正の趣旨(16歳以降一定の要件を満たせば中退できたところを、その要件を厳格化して18歳が義務教育終了年齢であることを明確にしたこと)を考慮して、他の資料と同じく16歳とした。

※注: テキサス州の(c)欄は、州法が保障するのは21歳までであるが、学校の判断で26歳未満までなら受け入れることができることを意味する (Tex. Edu. Code § 25.001)。

表 2 OECD 加盟国の一人当り GDP 上位 20 か国と義務教育年齢（2013 年）

| 国名          | 一人当りGDP<br>(名目額, 購買力平<br>価による米ドル換算) | 義務教育年齢     |            |            |
|-------------|-------------------------------------|------------|------------|------------|
|             |                                     | 開始         | 終了         | 期間         |
|             | 単位: 米ドル<br>(1)                      | (歳)<br>(2) | (歳)<br>(3) | (年)<br>(4) |
| 1 ルクセンブルク   | 93 234                              | 4          | 16         | 12         |
| 2 ノルウェー     | 65 635                              | 6          | 16         | 10         |
| 3 スイス       | 56 897                              | 5-7        | 15         | 9          |
| 4 アメリカ合衆国   | 52 592                              | 4-6        | 17         | 12         |
| 5 アイルランド    | 46 858                              | 6          | 16         | 10         |
| 6 オランダ      | 46 749                              | 5          | 18         | 13         |
| 7 オーストリア    | 45 133                              | 6          | 15         | 9          |
| 8 オーストラリア   | 44 706                              | 6          | 17         | 11         |
| 9 スウェーデン    | 44 586                              | 7          | 16         | 9          |
| 10 デンマーク    | 43 797                              | 6          | 16         | 10         |
| 11 ドイツ      | 43 282                              | 6          | 18         | 12         |
| 12 カナダ      | 43 038                              | 6          | 16-18      | 11         |
| 13 アイスランド   | 41 987                              | 6          | 16         | 10         |
| 14 ベルギー     | 41 595                              | 6          | 18         | 12         |
| 15 フィンランド   | 40 017                              | 7          | 16         | 9          |
| 16 イギリス     | 38 743                              | 4-5        | 16         | 12         |
| 17 フランス     | 37 617                              | 6          | 16         | 10         |
| 18 日本       | 36 225                              | 6          | 15         | 9          |
| 19 ニュージーランド | 34 989                              | 5          | 16         | 11         |
| 20 イタリア     | 34 781                              | 6          | 16         | 10         |

注1: カナダの義務教育年齢は2012年の状況。

注2: 開始年齢と終了年齢に幅がある国は中央の値で期間を出し、イギリスの開始年齢は4歳の方を採った。

出典：(OECD, 2015a, 2015b ; OECD 教育研究革新センター, 2015) より筆者作成。

ところで実際には、義務教育終了年齢を規定する州法の条項には適用除外があつて、終了年齢として規定される年齢に達する前であっても、出席義務が免除される場合がある。これも州によって多様である。例えば前述のテネシー州の場合は、既に高校卒業資格を取得した生徒、17歳に達したホームスクーリングの生徒や、州が認可した機関での高卒資格認定試験（General Educational Development、以下、GED。）プログラムに在籍している生徒等は除外される。ロードアイランド州では、2011-12 学年度からは従来の 16 歳を 18 歳までと改正した法律が施行されているが、16 歳以上になった生徒であつて高校以外で高校卒業資格及びその同等の資格を取得する意思を明確に証明できる者には州教育長がこの法律の規定の適用除外を認める（RI Gen L § 16-19-1 (b)）。このような条件は多くの州に概ね共通するが、その他の理由で適用除外とされる例としては、メリーランド州法が、結婚している場合、軍隊に所属している場合、家族を扶養していることを地方福祉事務所が証明した場合などを理由として認めている（Md. Code Ann., Educ. §7-301）。

また、義務教育終了年齢とは別に無償の公教育を受けることが保障される年齢の上限が規定されている点も特徴的である。表 1 の□欄中 2014 年の(c)欄及び(d)欄でわかるようにこれも州によって異なるが、総じて言えば、いったん高校を中退した者でも、再度学校に復帰し、無償で学業を継続することは可能である。もっとも、地方によっては様々な条件を課す場合がある。

## (2) 各州義務教育法の成立

ここで米国の義務教育制度の成立を概観しておく。アメリカにおける近代的義務教育制度を成立せしめた背景として、無月謝学校の設置、州教育行政機構の整備、教育の世俗化の進行のほか、より直接的な要因として少年労働対策があったことはよく知られている（世界教育史研究会, 1975, P.146）。

さて、植民地時代を含めれば最も早い義務教育法を制定したのは1642年のマサチューセッツ湾植民地であった。もっとも、これは子供の親や徒弟制度上の親方らに対して家庭又は職場で子供又は徒弟に教育・訓練を施すことを求めたもので、学校への出席を求めたものではない。またこの義務教育法は植民地時代の労働生活を維持する上でのメリットから考案されたのであって、例えば、親の無理解から教育・訓練を受けられない子供は各タウンの行政委員会委員（selectman）らによって教育・訓練を施してくれる親方のもとへ徒弟に出されることになっていたし、職業教育のための道具類はタウンが提供することになっていたのは、この法令の趣旨が子供の福祉のためだけでなく、植民地とその住民の一般福祉も向上させようとする点にあったからである（Good, 1956, p.29；世界教育史研究会, 1975, PP.9-10）。その後、マサチューセッツ湾植民地では、1647年に一定規模以上のタウンに対して公費による教師の雇用や学校設立の義務を課す法律が制定される<sup>7)</sup>。宗教上の理由とはいえ、読み書き能力を身に付けることが推奨されたという意味ではこちらの方が義務教育法の原型と見るにはふさわしいが、いずれにしても子供を学校に就学させる義務を定めたものではなかった。

ところで、マサチューセッツ湾植民地の義務教育制度の構想は17世紀後半にかけてロードアイランドを除く他の植民地に波及していくが、入植地の拡散などにより人口密度が小さくなる中、過疎化したタウンでは学校そのものを維持していくことは難しくなっていた（Good, 1956, p.41）。その後、独立戦争を経て、制度としての義務教育が各州で成立していくのは、19世紀後半以降のことである。なお、合衆国憲法に教育に関する規定がないことはよく知られているが、これは各州の権能に委ねることとしたためというよりも、そもそも当時の支配層にとって教育は「私的・宗教的・慈善的」な機能と考えられており、貧しい階層の教育は教会が慈善的事業で行えばよいという発想があったことによる（大島, 1991, P.78；世界教育史研究会, 1975, P.83）。この点は各州憲法も同様で、建国時からある州の中でも憲法の制定時から教育に関する規定を設けていた例は多くなかったし、その後の修正過程で削られていった例も多かった（世界教育史研究会, 1975）。19世紀後半以降になると、それ以後に憲法を制定した州では教育規定を設けるのが普通になっていた（Tyack, James, & Benavot, 1987）。すなわち、現実には教育における政府の役割は拡大していかざるをえなかったのであり、現行各州憲法ではいずれの州でも教育行財政制度などのガバナンスに関する領域の規定を設けている<sup>8)</sup>。しかし、義務教育（就学義務）に関する規定は現在でもない場合が珍しくない。例外的に義務教育の実施に関して規定をもつ州憲法を以下に取り上げておく。

アイダホ州憲法は Article □, Section 9 で「州は法律によりすべての子供に対し、6歳から18歳までの間途切れることなく、法律に基づいて提供されている他の手段により教育を受ける場合でなければ、州の公立学校に出席することを求めることができる。」と規定する。また、独立時の13州の一つであるデラウェア州の憲法には、「Article □, Section 1 無償の公立学校の設立及び維持；出席」の条項に次のような規定がある。「議会は普遍的かつ効率的な無償の公立学校制度の設立及び維持について規定しなければならず、法律により身体的・精神的に障害のある者以外のすべての子供に、他の手段により教育を受けない場合は公立学校に就学するよう求めることができる」。オクラホマ州

憲法にも義務教育を定めた条項「Section XIII-Article 4: Compulsory school attendance」がある。ここでは「州議会は、他に教育の手段がない場合に 8 歳から 16 歳までの精神的・身体的に健全なすべての子供は少なくとも年間 3 か月間、いずれかの公立学校又はその他の学校へ出席する義務について規定しなければならない」とされている。

さて、既に述べたように 19 世紀後半以降各州が義務教育法を制定していく中で、州として最初に義務教育法を制定したのもマサチューセッツ州（1852 年）である。当時の規定では義務教育年限を 8 歳～14 歳までとし、学年度は年間 12 週、出席すべき日数は 6 週間であった（Good, 1956, p. 376）。その後、各州がこれに倣って制定していく。表 1 の□欄からわかるように、北東部のうちのニューイングランド地方の 3 州（マサチューセッツ、バーモント、ニューハンプシャー）と中西部のミシガン州、西部のワシントン州、ネバダ州が先行し、1870 年代前半までに制定している。その後、19 世紀末までにかけては、建国時からの 13 州に含まれる州を中心に、アリゾナ、アイダホ、モンタナ、ニューメキシコ、分割する前のダコタ、ユタ、ワシントン、ワイオミングの新しい諸州が、正式に州となる前から義務教育法を制定していった。デラウェア州のように、建国当初の州であっても義務教育法の成立が遅い例もある。

これらの義務教育法の成立を促した要因のひとつに、就学義務を課すことで児童労働が制約されることになり、このことが非熟練労働の賃金水準低下の歯止めになることを期待した労働組合などの支持があったことを軽視できない（Peterson, 1985）。そのため上記制定当初の義務教育は出席義務に対する強制力が弱かった。weak attendance law といわれる所以である（Good, 1956, p. 378）。

このようにして各州に多様な義務教育法制ができあがっているが、基本要素として、年齢の要件、学年暦と時程、義務の履行が認められる教育機関やプログラム、就学免除、強制力（enforcement）などが概ね共通する要素になっている（Imber, Geel, Blokhuis, & Feldman, 2014, pp. 13-14）。

ところでアメリカの教育の地方自治は義務教育制度にも貫徹している。例えばニューヨーク州の場合は、未成年の者は 6 歳から 16 歳まで（from six to sixteen years of age）学校に出席しなければならないと定めるとともに、都市及び人口が 4,500 人を超えていて教育長を置くユニオン・フリー学区の教育委員会には、16 歳から 17 歳までの就職していない未成年者に対して、17 歳になる日が属する学年度の終了する日まで学校に出席することを求める権限がある（New York Education Law §3205）。

なお、ハワイ州は王政時代の 1840 年に義務教育法が制定されているが（Hunt, 1969）、表 1 には共和制になってからの義務教育法（1896 年）を記載している。付言すると、この表でいえば最も遅く義務教育法を制定したのは 1929 年のアラスカ州（当時は準州）ということになるが、州の成立過程からいえば、一般的にはミシシッピ州の義務教育法<sup>9)</sup>をもって米国の義務教育制度の完成とするのが普通である（Chambliss, 1996, p. 587）。なお、ミシシッピ州は 1954 年のブラウン事件判決を受けて、これに反発した州議会が人種差別的な教育制度を存続させるために 1956 年に義務教育法を廃止してしまった。復活するのは 1977 年になってからである。

その後、20 世紀になってからは各州で義務教育の終了年齢が引上げられていった（表 1 の□欄参照）。1915 年の時点では 16 歳としている州が 26 州で多数を占めるようになった。1935 年には 14 歳が 4 州（ハワイを除く）で、15 歳が 1 州で見られるが、16 歳は 32 州（アラスカを除く）となり、更に 17 歳及び 18 歳もそれぞれ 6 州、5 州で見られるようになった。また、表 1 からは義務教育終了年齢は常に引上げられてきたというわけではなく、引き下げる例もあったことがわかる。表 1 では取り上げていないが、1950 年には 48 州中 41 州までが 16 歳とするようになった（Keesecker & Allen,



1950)。

20世紀半ばまでに見られた義務教育終了年齢の変更は、義務教育期間の長さが教育又は社会・経済に及ぼす効果を検証するためのデータを提供することになった。例えば Lleras-Muney (2005) は 1901 年から 1925 年の間に生まれた米国人のデータを用いて義務教育を 1 年余計に受けた人はそうでない人よりも 35 歳の時点で 1.7 年長く生きることを示した (Lleras-Muney, 2005)。こうした義務教育期間の増加と賃金との関係をめぐる歴史的経緯からは、高校を卒業させることによって賃金水準が向上することが期待されている現在のドロップアウト防止政策のアイディアにもつながりうる論点を提供したといえる。もっとも、数十年前の経済・雇用環境を前提とした義務教育終了年齢引上げの効果の検証であるため、その点では限界があり、後述のように、最近の義務教育終了年齢引上げ政策を支持するエビデンスには更に多様な観点が用意されている (Oreopoulos, 2005)。

### 3. 高校ドロップアウト問題

#### (1) イシューとしてのドロップアウト

高校生のドロップアウトが教育政策上問題視される事象は今に始まったことではないが (Dorn, 1996)、1960～70 年代においては主に、大衆教育機関となった高校 (あるいは中等教育) の在り方自体の問題として議論されてきた。ホームスクールの支持者以外にも、義務教育年齢の引上げに反対し、むしろ引き下げを求める意見は根強くあった。代表的な例は、1970 年代の総合制ハイスクールへの批判的立場から導かれるもので、ケタリング財団が設立した中等教育改革に関する全国委員会 (National Commission on the Reform of Secondary Education) は義務教育終了年齢を 14 歳まで下げることが提言した (National Commission on the Reform of Secondary Education, 1973)、カーネギー高等教育政策研究協議会 (Carnegie Council on Policy Studies in Higher Education) は、義務教育は 16 歳までにすべきと提言した (Carnegie Council on Policy Studies in Higher, 1979)。

これに対し、学力水準の向上を目指した 1980 年代後半から 1990 年代にかけては、ドロップアウトの別の側面、すなわち高校卒業率も注目されるようになる (Cizek, 1999, p. 303)。例えば、1994 年に成立した GOALS 2000: Educate America Act はクリントン政権時の政策であったが、高校卒業率を 90% 以上にすることが目標の一つに掲げられていた<sup>10)</sup>。これを経て、とりわけ 2000 年代以降の高校ドロップアウト問題は後で述べるように、そうした質の高い労働者を育てることによる米国経済の回復・成長など、経済的側面からの要請が強調されてきたといえる (Rumberger, 2012)。つまり、伝統的な地方分権システムや、戸籍や住民票のような制度がない中での頻繁な転居といった米国固有の事情から、高校ドロップアウト率や高校卒業率を正確かつ統一的に把握することも難しい中、NCLB 法で客観的な改善指標が要請されていたこともあって、2000 年代初頭は高校卒業率 (中退率) の推計方法自体も盛んに議論されていた (Swanson & Chaplin, 2003)。そしてその推計方法の違いにより多様なデータが存在してきたとはいえ、概ね高校卒業率の低下傾向が指摘され、それまで一般に信じられていたほどには米国の高校卒業率は高くないことが連邦・州の政策決定者の間に知られるようになっていった (Bridgeland, DiIulio, & Streeter, 2007)。そうした中、全米知事会は 2005 年に全知事の総意により、各州がコーホートに基づく高校卒業率の把握に努めることを決定・公表する (National Governors Association, 2005)。

また、ドロップアウトした者が具体的にどのような要因でドロップアウトすることになったかについても次第に明らかになっていった。例えば Bridgeland, DiIulio Jr., & Morison (2006) は 2005 年

に16歳～24歳までのドロップアウト者467名に対して実施した面接調査などから、単一の要因でドロップアウトする者はほとんどおらず、複合的な理由でドロップアウトしていることを明らかにした (Bridgeland, DiIulio Jr., & Morison, 2006)。多くの回答者が答えた理由として、「授業に興味を持てなかった」(47%)、「欠席が多くてついていけなくなった」(43%)、「学校が面白くないと思っっているような友人たちと一緒にいる時間が多かった」(42%)、「自由がありすぎて十分な規律のない人生だった」(38%)、「落第した」(35%)などが挙げられている。その他、個人的な理由としては、「働いてお金を稼ぐ必要があった」(32%)、「子供が生まれた」(26%)、「家族の面倒を見なければならなかった」(22%)などの理由もあるが、総じて、学力不足でドロップアウトしたという者は決して多くはないと結論づけられている。そしてもっとも注目されたのは回答者の7割がドロップアウトしたことを後悔しているという事実であった<sup>11)</sup>。このように、本人の勉学への意欲、学校・家庭・社会からの支援の欠如、長期的な便益よりも短期的なコストの方を重視しがちな若者独特の思考傾向などの複数の要因が重なっていることが明らかになったとすれば、義務教育終了年齢を引上げて制度的に学校が関与する機会を増やし、高校を卒業しておくことの意味を生徒に理解させておくような政策の必要性が導かれたとしても不思議ではない (Messacar & Oreopoulos, 2012)。

## (2) 連邦政府のアジェンダ設定

高校ドロップアウト問題に対応して連邦政府が直接的にとりうる政策手法が限られている中で、統計的な整備は一つの具体的なアプローチとなりうる。前述のように州知事会は2005年にコーホート法による高校卒業率の集計を提唱していた。連邦教育省は、2008年のNCLB法改正に伴い、連邦規則を改正した。すなわち、各州政府はAYP (Adequate Yearly Progress)を設定するのに先立ち、「調整済みコーホート4年卒業率 (four-year adjusted cohort graduation rate)」(以下、ACGR。)を集計してレポートカード (report card) で公表しなければならない (34 C.F.R. §200.19)。それ以前にはマクロな在学者データから把握する「新入生平均卒業率 (Averaged Freshman Graduation Rate)」(以下、AFGR。)が用いられることが多かった。以下にAFGRとAGGRの考え方を2012-13学年度を例に示す。

$$\bullet AFGR = \frac{(2012 - 13 \text{ 学年度に授与された高校卒業証書数})}{\{(2008 \text{ 年秋の第 } 8 \text{ 学年在学者数}) + (2009 \text{ 年秋の第 } 9 \text{ 学年在学者数}) + (2010 \text{ 年秋の第 } 10 \text{ 学年在学者数})\}} \times 100$$

$$\bullet ACGR = \frac{(2012 - 13 \text{ 学年度末までに通常の高校を卒業した者})}{(2009 \text{ 年秋に初めて第 } 9 \text{ 学年に入学した者}) + (第 09 - 10 \text{ 学年度, } 10 - 11 \text{ 学年度, } 11 - 12 \text{ 学年度, } 12 - 13 \text{ 学年度の転入生徒数}) - (09 - 10 \text{ 学年度, } 10 - 11 \text{ 学年度, } 11 - 12 \text{ 学年度, } 12 - 13 \text{ 学年度の転出, 外国移住及び死亡した生徒数})} \times 100$$

ここで知事会の想定する集計法と連邦規則で定める集計法との違いは高校修了の定義にあった (U.S. Department of Education, 2008)。連邦規則では通常的高校修了資格 regular high school diploma と称し、州が定める高校卒業に必要な教育課程と全く合致している場合だけが該当し、GED や出席証明書その他の代替的な証明によるものは含まれない。州知事会の提言の場合は、GED などは連邦規則と同様に非該当としているものの、例えば州政府及び地方学区が設定した個人別教育計画に即して行われた教育課程の修了を証明する special education diploma などは高校修了扱いにしてもよいという内容になっていた (National Education Association, 2010)。

連邦政府が上述の調整済みコーホート4年卒業率を採用するに際して、教育統計センターに設けられたタスクフォースで様々な卒業率の推計方法が検討されていたが、その段階ではこのACGRは控除調整済みコーホート卒業指標（exclusion-adjusted cohort graduation indicator、以下、EACGI）と呼ばれていた（National Center for Education Statistics, 2005）。以下にその算出式を示す。

$$\begin{aligned}
 & Y_c \text{年の9学年新入学者で} Y_g \text{年までの卒業生数} \\
 & + Y_{c+1} \text{年の10学年転入者で} Y_g \text{年までの卒業生数} \\
 & + Y_{c+2} \text{年の11学年転入者で} Y_g \text{年までの卒業生数} \\
 & + Y_{c+3} \text{年の12学年転入者で} Y_g \text{年までの卒業生数} \\
 \text{EACGI}(S, Y_c, Y_g) = & \frac{\text{ } + \text{ } + \text{ } + \text{ }}{\text{ } - \text{ } + \text{ } - \text{ } + \text{ } - \text{ } + \text{ } - \text{ }}
 \end{aligned}$$

すなわち、学校 S において  $Y_c$  年に初めて9年生として入学してきた生徒と  $Y_g$  年までの間にこの学年に転入してきた生徒のうち  $Y_g$  年に卒業した者の数を、この学年の前記生徒数から  $Y_g$  年までの間に学籍を離れた生徒の数を控除した数で除する。

EACGI にしても ACGR にしても学校及び学校区ごとに積み上げていくことになり、これまで一般的に用いられてきたような人口統計などのマクロな統計をベースにした高校卒業率とは異なる。例えば、18歳～24歳人口に占める高校以下の学校に在学していない者又は高校既卒者、GED 取得者及びその他の代替的資格取得者の占める割合を高校卒業率とした高校修了率推計（Status Completion Rates）の場合だと、1985年以降米国全体で85%を超える卒業率で推移したことになっており、2008年は89.9%であった。同じようにマクロな統計を用いた場合でも、例えばAFGRでは、10ポイントほど低くなっており、2008年の74.9%であった（表3参照）。例えば5節で取り上げるケンタッキー州の場合でいえば、従来の推計方法で州教育局が報告していた卒業率は、2004-05学年度が82.9%、2005-06学年度が83.2%、2006-07学年度が83.8%、2007-08学年度が84.5%であるから、各州のAFGRを示した表3の数値よりも高くなっていることがわかる。ドロップアウト率も同様で、マクロな人口統計ベースでは低めに推計されてしまう。そしてこうした統計では実態が反映されていないことが指摘され始めた。

大きな違いはGEDを高校修了資格と同等として卒業生数に含めるかどうかにある。ドロップアウト者が高卒学歴の代替としてGED取得を目指す動きが目立ち始めたのは1980年代後半以降のことであったが、そうした傾向を踏まえた実証研究によれば、GEDを取得した高校未修了者の生涯賃金は決して高卒学歴者の賃金と同水準にはならず、安上がりの代替手段と考えるべきではないことが主張されてきたし（Cameron & Heckman, 1993）、学校という場における教育の成果を重視する立場からもGED取得を高校卒業に含めるべきではないという主張もある（Peterson & Chubb, 2003, p. 58）。いずれにしても、統計の正確さが要請されるようになったことは連邦政府のアジェンダ設定にも大きく影響しているといえる。

表3 第9学年新入生の平均卒業率（AFGR：Averaged Freshman Graduation Rates for Public School Students）推移 2001～08学年度（%）

| 州名         | 2001-02<br>年度 | 2002-03<br>年度 | 2003-04<br>年度 | 2004-05<br>年度 | 2005-06<br>年度 | 2006-07<br>年度 | 2007-08<br>年度 | 2006-07年度<br>から2007-08<br>年度の変化 |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------------------|
| アラバマ       | 62.1          | 64.7          | 65.0          | 65.9          | 66.2          | 67.1          | 69.0          | 1.9                             |
| アラスカ       | 65.9          | 68.0          | 67.2          | 64.1          | 66.5          | 69.1          | 69.1          | 0.0                             |
| アリゾナ       | 74.7          | 75.9          | 66.8          | 84.7          | 70.5          | 69.6          | 70.7          | 1.1                             |
| アーカンソー     | 74.8          | 76.6          | 76.8          | 75.7          | 80.4          | 74.4          | 76.4          | 2.0                             |
| カリフォルニア    | 72.7          | 74.1          | 73.9          | 74.6          | 69.2          | 70.7          | 71.2          | 0.5                             |
| コロラド       | 74.7          | 76.4          | 78.7          | 76.7          | 75.5          | 76.6          | 75.4          | -1.2                            |
| コネチカット     | 79.7          | 80.9          | 80.7          | 80.9          | 80.9          | 81.8          | 82.2          | 0.4                             |
| デラウェア      | 69.5          | 73.0          | 72.9          | 73.1          | 76.3          | 71.9          | 72.1          | 0.2                             |
| フロリダ       | 63.4          | 66.7          | 66.4          | 64.6          | 63.6          | 65.0          | 66.9          | 1.9                             |
| ジョージア      | 61.1          | 60.8          | 61.2          | 61.7          | 62.4          | 64.1          | 65.4          | 1.3                             |
| ハワイ        | 72.1          | 71.3          | 72.6          | 75.1          | 75.5          | 75.4          | 76.0          | 0.6                             |
| アイダホ       | 79.3          | 81.4          | 81.5          | 81.0          | 80.5          | 80.4          | 80.1          | -0.3                            |
| イリノイ       | 77.1          | 75.9          | 80.3          | 79.4          | 79.7          | 79.5          | 80.4          | 0.9                             |
| インディアナ     | 73.1          | 75.5          | 73.5          | 73.2          | 73.3          | 73.9          | 74.1          | 0.2                             |
| アイオワ       | 84.1          | 85.3          | 85.8          | 86.6          | 86.9          | 86.5          | 86.4          | -0.1                            |
| カンザス       | 77.1          | 76.9          | 77.9          | 79.2          | 77.6          | 78.9          | 79.1          | 0.2                             |
| ケンタッキー     | 69.8          | 71.7          | 73.0          | 75.9          | 77.2          | 76.4          | 74.4          | -2.0                            |
| ルイジアナ      | 64.4          | 64.1          | 69.4          | 63.9          | 59.5          | 61.3          | 63.5          | 2.2                             |
| メイン        | 75.6          | 76.3          | 77.6          | 78.6          | 76.3          | 78.5          | 79.1          | 0.6                             |
| メリーランド     | 79.7          | 79.2          | 79.5          | 79.3          | 79.9          | 80.0          | 80.4          | 0.4                             |
| マサチューセッツ   | 77.6          | 75.7          | 79.3          | 78.7          | 79.5          | 80.8          | 81.5          | 0.7                             |
| ミシガン       | 72.9          | 74.0          | 72.5          | 73.0          | 72.2          | 77.0          | 76.3          | -0.7                            |
| ミネソタ       | 83.9          | 84.8          | 84.7          | 85.9          | 86.2          | 86.5          | 86.4          | -0.1                            |
| ミシシッピ      | 61.2          | 62.7          | 62.7          | 63.3          | 63.5          | 63.6          | 63.9          | 0.3                             |
| ミズーリ       | 76.8          | 78.3          | 80.4          | 80.6          | 81.0          | 81.9          | 82.4          | 0.5                             |
| モンタナ       | 79.8          | 81.0          | 80.4          | 81.5          | 81.9          | 81.5          | 82.0          | 0.5                             |
| ネブラスカ      | 83.9          | 85.2          | 87.6          | 87.8          | 87.0          | 86.3          | 83.8          | -2.5                            |
| ネバダ        | 71.9          | 72.3          | 57.4          | 55.8          | 55.8          | 52.0          | 51.3          | -0.7                            |
| ニューハンプシャー  | 77.8          | 78.2          | 78.7          | 80.1          | 81.1          | 81.7          | 83.4          | 1.7                             |
| ニュージャージー   | 85.8          | 87.0          | 86.3          | 85.1          | 84.8          | 84.4          | 84.6          | 0.2                             |
| ニューメキシコ    | 67.4          | 63.1          | 67.0          | 65.4          | 67.3          | 59.1          | 66.8          | 7.7                             |
| ニューヨーク     | 60.5          | 60.9          | —             | 65.3          | 67.4          | 68.8          | 70.8          | 2.0                             |
| ノースカロライナ   | 68.2          | 70.1          | 71.4          | 72.6          | 71.8          | 68.6          | 72.8          | 4.2                             |
| ノースダコタ     | 85.0          | 86.4          | 86.1          | 86.3          | 82.1          | 83.1          | 83.8          | 0.7                             |
| オハイオ       | 77.5          | 79            | 81.3          | 80.2          | 79.2          | 78.7          | 79            | 0.3                             |
| オクラホマ      | 76.0          | 76.0          | 77.0          | 76.9          | 77.8          | 77.8          | 78.0          | 0.2                             |
| オレゴン       | 71.0          | 73.7          | 74.2          | 74.2          | 73.0          | 73.8          | 76.7          | 2.9                             |
| ペンシルベニア    | 80.2          | 81.7          | 82.2          | 82.5          | —             | 83.0          | 82.7          | -0.3                            |
| ロードアイランド   | 75.7          | 77.7          | 75.9          | 78.4          | 77.8          | 78.4          | 76.4          | -2.0                            |
| サウスカロライナ   | 57.9          | 59.7          | 60.6          | 60.1          | —             | 58.9          | —             | —                               |
| サウスダコタ     | 79.0          | 83.0          | 83.7          | 82.3          | 84.5          | 82.5          | 84.4          | 1.9                             |
| テネシー       | 59.6          | 63.4          | 66.1          | 68.5          | 70.6          | 72.6          | 74.9          | 2.3                             |
| テキサス       | 73.5          | 75.5          | 76.7          | 74.0          | 72.5          | 71.9          | 73.1          | 1.2                             |
| ユタ         | 80.5          | 80.2          | 83.0          | 84.4          | 78.6          | 76.6          | 74.3          | -2.3                            |
| バーモント      | 82.0          | 83.6          | 85.4          | 86.5          | 82.3          | 88.6          | 89.3          | 0.7                             |
| バージニア      | 76.7          | 80.6          | 79.3          | 79.6          | 74.5          | 75.5          | 77.0          | 1.5                             |
| ワシントン      | 72.2          | 74.2          | 74.6          | 75.0          | 72.9          | 74.8          | 71.9          | -2.9                            |
| ウェストバージニア  | 74.2          | 75.7          | 76.9          | 77.3          | 76.9          | 78.2          | 77.3          | -0.9                            |
| ウィスコンシン    | 84.8          | 85.8          | —             | 86.7          | 87.5          | 88.5          | 89.6          | 1.1                             |
| ワイオミング     | 74.4          | 73.9          | 76.0          | 76.7          | 76.1          | 75.8          | 76.0          | 0.2                             |
| 報告のあった州の合計 | 72.6          | 73.9          | 75.0          | 74.7          | 73.2          | 73.9          | 74.9          | 1.0                             |

（注）「—」は数値の報告無し。網掛けは義務教育終了年齢の引き上げがあった年。

（出典）Chapman, C., Laird, J., & KewalRamani, A. (2010). Trends in High School Dropout and Completion Rates in the United States: 1972-2008 (NCES 2011-012). Retrieved from National Center for Education Statistics, Institute of Education Sciences, U.S. Department of Education:

よって例えば EACGI で分母となる生徒数から控除できる生徒数はかなり厳密で、私立学校など州の認可を受けた高校学校修了資格を付与できる機関に転校したことが文書で証明できる生徒数、

矯正機関に収容されたことが文書で証明できる生徒数、死亡したことが文書で証明できる生徒数等であり、所在不明となった生徒数等は調整されない。逆に言えば、既に以前からコーホートを基準にして高校卒業率を出していた州でも、学校又は学区によっては所在不明となった生徒を転校扱いにして控除の対象にする例があるなど、運用がまちまちであった。EACGI 又は ACGR では更に正確性を追求しようとしていることがわかる。ここで、4年卒業率となっていることからわかるように、標準年限で卒業することに意義が見出されている。もっとも、高校修了資格の取得が目標であれば無償の公教育が保障されている年齢までに卒業できればよいともいえ、実際のところも、5年後の卒業率などを州政府の教育アカウンタビリティ指標として用いることは否定されていない。

## (2) ドロップアウト問題のフレーミング

ここまで述べたように、生徒たちがドロップアウトする原因が明らかにされ、また、実態をより正確に反映しうるような集計方法に基づいた高校卒業率、ドロップアウト率が明らかにされるようになること、解決すべき政策課題は研究者やマスコミ報道等を通じてフレーミング<sup>12)</sup> されていった。例えば、基準となる年の新入生の4年後の高校卒業率が60%未満である高校を「ドロップアウト工場 (dropout factories)」と呼んだ研究報告はかなり注目を集めた (Balfanz & Legters, 2004)。またタイム誌も上述のようなより実態に近い統計手法によればドロップアウト率は全体で30%と見込まれ、何十年の間改善していないことを「ドロップアウト国家 (Dropout Nation)」と題して取り上げた (Thornburgh, 2006)。こうしてドロップアウト・クライシスといわれるような論調が形成されていったのである (Rumberger, 2012)。

オバマ政権もこの問題に連邦政府としてアプローチしようとする。オバマ大統領就任直後の演説のため公式的には一般教書演説 (State of the Union Address) とは呼ばれていないものの、事実上2009年の施政方針演説となった2009年2月の上下両院合同会議演説でこの問題に触れられている。すなわちオバマ大統領は演説の中で、最も成長している職業分野では高卒よりも上の学歴が求められているのに米国の高校と大学のドロップアウト率の高いことがアメリカ経済衰退の原因であると指摘し、少なくとも1年以上は高等教育又は職業訓練を受けることを国民に訴えかけた直後に、「しかし、職業訓練がどんなものであったとしても、すべてのアメリカ人には高校卒業以上の学歴が必要になるのです。高校をドロップアウトすることはもはや選択肢とはいえなくなっています。それは自分自身をあきらめるということばかりでなく、国に対する拒絶でもあります。この国はすべての国民の才能を必要としており、その価値を認めています」 (The White House, 2009) と述べた。

オバマ大統領はまた2012年1月24日の一般教書演説において、すべての州に対して次のように要請した。「生徒達は教育から逃げられないということになれば、大半の生徒が卒業証書を得ることを目指すでしょう。ドロップアウトすることが許されなくなれば、生徒達はもっと勉強するようになるでしょう。そこで今夜私は、すべての州が、全生徒に対し、高校を卒業すること又は18歳までは在学することを求めるよう提案したい」 (Klein, McNeil, & Adams, 2012; The White House, 2012a, 2012b)。

もっとも、米国において義務教育制度の政策管轄は州政府のもとにある。連邦政府レベルでのアジェンダ設定としての意義は小さくないとはいえるものの、州レベルで見ればそれ以前から、義務教育終了年齢の引上げが知事や州議会議員によって提案され、実現もしてきている。表1のVI欄には、資料を確認できた2002年以降の状況を取りだしているが、16州がこの時期に年齢の引上げを行っている。むしろここで重要なのは、前述の一般教書演説で義務教育年齢引上げを求める根拠の方で

あったとみるべきであろう。すなわち、「研究が示しているところでは、ドロップアウト規制法が強力であれば生徒の在学期間が長くなり、結果として生涯所得が増えます。義務教育終了の要件を引上げることは、この政権が行ってきた底辺校に対する歴史的な資源投入と相まって、危機的状況の高校ドロップアウト問題を抑え、生徒たちを学業成績とキャリアにおける成功の道へと導いてくれることでしょう」(The White House, 2012a)というロジックであった。後で述べるように、実際にはそれほどシンプルな関係を指摘する研究はさほど多くない。

#### 4. 義務教育終了年齢引上げ政策の効果

では、ドロップアウトを防止する政策はどのように類型化できるであろうか。ランバーガー(2011)によれば、イシューとしてのドロップアウト防止政策には3つのアプローチによることが考えられる(Rumberger, 2012, pp. 11-13)。一つは最もドロップアウトしそうな、又は既にドロップアウトしてしまった生徒が高卒資格を取れるようなプログラムを用意するプログラムのアプローチ(programmatic approaches)であり、オルタナティブスクールやschool-within schoolといった例で知られている。もう一つは学校自体の運営手法そのものを見直すモデルで、包括的アプローチ(comprehensive approaches)といえることができる。ここには1990年代以降の教育改革の中で注目されてきた包括的学校改革(Comprehensive School Reform=CSR)モデルや(Mirón & St. John, 2003)、スモールスクール(Small School)モデル(McQuillan, 2008)、コミュニティスクールモデル(Cibulka & Kritek, 1996; Epstein, 2011)といった、主に高校などの学校改善戦略として採用されてきたもののほか、チャータースクールもこの範疇に入る<sup>13)</sup>。三つ目には社会のシステムに関わる部分を改革することで学校教育の変容を促そうとする制度的アプローチ(systemic approaches)が挙げられる。義務教育終了年齢引上げはこのカテゴリーに入るし、後述するearly college high schoolなども該当する。また、米国では州が定めた高校卒業単位数に地方学校区が上乘せをしている場合や、普通修了証書を取得する要件として州が卒業試験(exit exams)を課す場合があるが、こうした規制が高校卒業率を引き下げている要因ではないかという指摘は長年あった。そのため近年は単位数の上乗せをしない学校区や卒業試験を廃止する州も増えているが<sup>14)</sup>、こうした制度変更も学校に対して一律に適用されるという点で制度的アプローチの範疇になる。

ところが、各州のドロップアウト率の推移を示す表4に見るように終了年齢引上げが効果を持つかどうかは明らかでない(Stark & Noel, 2015)。

2000年代になって注目されるようになった義務教育終了年齢引上げ政策であるが、これを早くから支持していた論稿はAngrist & Krueger (1991)であった(Angrist & Krueger, 1991; Grove, 2014)。その後もサンプル調査ではあるが義務教育年齢引上げを検証した例が紹介されていく(Bhanpuri & Reynolds, 2003; Bridgeland et al., 2007)。ほかにも義務教育年齢の引上げを提案したものもある中で(Princiotta & Reyna, 2009)。最も包括的なレビューはMackey & Duncan, (2013)であろう。もっともこれらは、義務教育終了年齢引上げとドロップアウト率の低下又は高校卒業率の上昇との関係だけでなく、生涯賃金の上昇、10代の妊娠・出産の抑制、犯罪発生率の抑制など、多岐にわたる論点を扱ったものが混在している。更に、実際に義務教育終了年齢の引上げを実施した州における具体的な成果を分析したものは少なく、米国の全体的な傾向を取り上げたものが中心となっており、それも単独での効果については明確なエビデンスで支持されているわけではない。

表4 公立学校9年生～12年生のドロップアウト発生率(event dropout rates) :  
1995-96 学年度～2011-12 学年度

| 州<br>(注)     | 学年度     |         |         |         |           |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|              | 1995-96 | 1996-97 | 1997-98 | 1998-99 | 1999-2000 | 2000-01 | 2001-02 | 2002-03 | 2003-04 | 2004-05 | 2005-06 | 2006-07 | 2007-08 | 2008-09 | 2009-10 | 2010-11 | 2011-12 |
| 報告のあった州の合計 ① | -       | -       | -       | -       | -         | -       | -       | 3.9     | 4.1     | 3.9     | 3.9     | 4.4     | 4.1     | 4.1     | 3.4     | 3.3     | 3.3     |
| アラバマ ②       | 5.6     | 5.3     | 4.8     | -       | 4.5       | 4.1     | 3.7     | 3.5     | 3.3     | 2.8     | 2.5     | 2.3     | 2.2     | 1.5     | 1.8     | 1.4     | 1.4     |
| アラスカ ③       | 5.6     | 4.9     | 4.6     | 5.3     | 5.5       | 8.2     | 8.1     | 7.6     | 7.0     | 8.2     | 8.0     | 7.3     | 7.3     | 7.0     | 6.9     | 6.9     | 7.0     |
| アリゾナ ②       | 10.2    | 10.0    | 9.4     | 8.4     | -         | 10.9    | 10.5    | 8.5     | 6.7     | 6.2     | 7.6     | 7.6     | 6.7     | 8.3     | 7.8     | 5.0     | 5.9     |
| アーカンソー       | 4.1     | 5.0     | 5.4     | 6.0     | 5.7       | 5.3     | 5.3     | 4.6     | 4.7     | 4.3     | 3.1     | 4.6     | 4.7     | 4.1     | 3.6     | 3.5     | 3.2     |
| カリフォルニア ④    | -       | -       | -       | -       | -         | -       | -       | 3.2     | 3.3     | 3.1     | 3.7     | 5.5     | 5.0     | 5.0     | 4.6     | 4.2     | 4.0     |
| コロラド         | -       | -       | -       | -       | -         | -       | -       | 3.5     | 5.4     | 7.8     | 7.8     | 6.9     | 6.4     | 6.1     | 5.3     | 5.1     | 4.9     |
| コネチカット       | 4.8     | 3.9     | 3.5     | 3.3     | 3.1       | 3.0     | 2.6     | 2.1     | ‡       | ‡       | 2.0     | 2.1     | 2.8     | 3.1     | 3.0     | 1.9     | 2.1     |
| デラウェア        | 4.5     | 4.5     | 4.7     | 4.1     | 4.1       | 4.2     | 6.2     | 5.5     | 6.1     | 5.3     | 5.5     | 5.5     | 6.0     | 5.1     | 3.9     | 3.6     | 3.5     |
| フロリダ ②       | -       | -       | 12.8    | 8.2     | 7.2       | -       | -       | -       | -       | -       | ‡       | 7.1     | 5.5     | 7.0     | 7.0     | 6.1     | 5.8     |
| ジョージア        | 8.5     | 8.2     | 7.3     | 7.4     | 7.2       | 7.2     | 6.5     | 5.8     | 5.4     | 5.6     | 5.2     | 4.6     | 4.3     | 4.2     | 3.8     | 3.9     | 3.9     |
| ハワイ ③        | -       | -       | 5.2     | 5.3     | 5.3       | 5.7     | 5.1     | 4.7     | 4.8     | 4.7     | 4.7     | 5.4     | 5.4     | 4.9     | 5.2     | 5.1     | 4.7     |
| アイダホ ③       | 8.0     | 7.2     | 6.7     | 6.9     | -         | 5.6     | 3.9     | 3.9     | 3.1     | 3.0     | 2.7     | 2.6     | 2.0     | 1.6     | 1.4     | 1.6     | 1.9     |
| イリノイ ②       | 6.4     | 6.6     | 6.9     | 6.5     | 6.2       | 6.0     | 6.4     | 5.7     | 5.3     | 4.5     | 4.0     | 4.0     | 5.2     | 11.5    | 2.9     | 2.9     | 2.4     |
| インディアナ       | -       | -       | -       | -       | -         | -       | 2.3     | 2.2     | 2.5     | 2.5     | 2.9     | 2.7     | 1.7     | 1.7     | 1.6     | 1.8     | 2.1     |
| アイオワ         | 3.1     | 2.9     | 2.9     | 2.5     | 2.5       | 2.7     | 2.4     | 1.9     | ‡       | 2.2     | 2.2     | 2.3     | 2.9     | 3.1     | 3.4     | 3.4     | 3.2     |
| カンザス         | -       | -       | -       | -       | -         | 3.2     | 3.1     | 2.4     | 2.2     | 2.1     | 2.4     | 2.7     | 2.5     | 2.1     | 2.1     | 2.3     | 2.1     |
| ケンタッキー       | -       | -       | 5.2     | 4.9     | 5.0       | 4.6     | 4.0     | 3.3     | 3.3     | 3.5     | 3.3     | 3.0     | 2.8     | 2.9     | 3.2     | 2.5     | 2.5     |
| ルイジアナ ⑤      | 11.6    | 11.6    | 11.4    | 10.0    | 9.2       | 8.3     | 7.0     | 7.5     | 7.9     | 7.5     | 8.4     | 7.4     | 7.5     | 6.8     | 4.8     | 3.9     | 5.7     |
| メイン          | 3.1     | 3.2     | 3.2     | 3.3     | 3.3       | 3.1     | 2.8     | 2.8     | 2.7     | 2.8     | 5.4     | 5.3     | 4.4     | 3.6     | 4.2     | 3.5     | 3.2     |
| メリーランド ②     | 4.8     | 4.9     | 4.3     | 4.4     | 4.1       | 4.1     | 3.9     | 3.6     | 4.1     | 3.9     | 3.9     | 3.8     | 3.6     | 3.0     | 2.7     | 3.3     | 3.8     |
| マサチューセッツ     | 3.4     | 3.4     | 3.2     | 3.6     | 3.5       | 3.4     | -       | 3.3     | 3.7     | 3.8     | 3.4     | 3.8     | 3.4     | 2.9     | 2.8     | 2.7     | 2.5     |
| ミシガン         | -       | -       | -       | -       | -         | -       | -       | 4.5     | 4.6     | 3.9     | 3.5     | 7.4     | 6.2     | 3.8     | 4.3     | 7.2     | 6.9     |
| ミネソタ         | 5.2     | 5.5     | 4.9     | 4.5     | 4.3       | 4.0     | 3.8     | 3.8     | ‡       | ‡       | 3.1     | 3.0     | 2.8     | 1.9     | 1.6     | 1.8     | 1.9     |
| ミシシッピ        | 6.2     | 6.0     | 5.8     | 5.0     | 4.9       | 4.6     | 3.9     | 3.7     | 2.9     | 2.8     | 3.0     | 4.3     | 4.6     | 4.2     | 7.4     | 3.2     | 3.2     |
| ミズーリ         | 6.5     | 5.8     | 5.2     | 4.8     | 4.4       | 4.2     | 3.6     | 3.3     | 3.3     | 3.7     | 4.1     | 3.7     | 4.9     | 4.3     | 3.5     | 3.4     | 2.9     |
| モンタナ         | 5.6     | 5.1     | 4.4     | 4.5     | 4.2       | 4.2     | 3.9     | 3.6     | 3.4     | 3.4     | 3.7     | 3.7     | 5.2     | 5.0     | 4.3     | 4.3     | 4.1     |
| ネブラスカ        | 4.5     | 4.3     | 4.4     | 4.2     | 4.0       | 4.0     | 4.2     | 3.1     | 2.8     | 2.7     | 2.8     | 2.8     | 2.5     | 2.4     | 2.2     | 2.1     | 2.2     |
| ネバダ ④        | 9.6     | 10.2    | 10.1    | 7.9     | 6.2       | 5.2     | 6.4     | 6.1     | 6.0     | 5.8     | 7.7     | 4.5     | 5.1     | 5.1     | 4.5     | 4.1     | 3.9     |
| ニューハンプシャー    | -       | -       | -       | -       | -         | 5.4     | 4.0     | 3.8     | 3.8     | 3.5     | 3.2     | 3.2     | 3.0     | 1.7     | 1.2     | 1.3     | 1.3     |
| ニュージャージー ②   | 4.1     | 3.7     | 3.5     | 3.1     | 3.1       | 2.8     | 2.5     | 1.8     | ‡       | ‡       | 1.7     | 2.0     | 1.7     | 1.6     | 1.6     | 1.4     | 1.4     |
| ニューメキシコ      | 8.3     | 7.5     | 7.1     | 6.7     | 6.0       | 5.3     | 5.2     | 4.7     | 5.2     | 4.2     | 5.5     | 6.1     | 5.2     | 4.9     | 6.9     | 6.6     | 6.4     |
| ニューヨーク ③     | -       | -       | 3.2     | 4.0     | 4.1       | 3.8     | 7.1     | 5.5     | 5.6     | 5.7     | 4.4     | 5.3     | 3.9     | 4.2     | 3.6     | 3.6     | 3.8     |
| ノースカロライナ     | -       | -       | -       | -       | -         | 6.3     | 5.7     | 5.2     | 5.2     | 5.2     | ‡       | 5.7     | 5.2     | 5.3     | 4.7     | 3.9     | 3.1     |
| ノースダコタ       | 2.5     | 2.7     | 2.8     | 2.4     | 2.7       | 2.2     | 2.0     | 2.2     | 2.0     | 1.9     | 2.1     | 2.3     | 2.4     | 2.5     | 2.2     | 3.3     | 3.0     |
| オハイオ ③       | 5.4     | 5.2     | 5.1     | -       | -         | -       | 3.1     | 3.0     | 3.3     | 3.5     | 4.1     | 4.5     | 4.3     | 4.2     | 4.2     | 4.4     | 4.6     |
| オクラホマ ③      | 5.7     | 5.9     | 5.8     | 5.2     | 5.4       | 5.2     | 4.4     | 4.0     | 3.9     | 3.5     | 3.6     | 3.5     | 3.1     | 2.5     | 2.4     | 2.5     | 2.5     |
| オレゴン         | 7.0     | -       | 6.8     | 6.3     | 6.2       | 5.3     | 4.9     | 4.4     | -       | -       | 4.6     | 4.6     | 3.8     | 3.4     | 3.4     | 3.2     | 3.4     |
| ペンシルベニア      | 4.0     | 3.9     | 3.9     | 3.7     | 4.0       | 3.6     | 3.3     | 3.2     | 2.9     | 2.9     | 2.8     | -       | 2.6     | 2.3     | 2.1     | 2.2     | 2.8     |
| ロードアイランド     | 4.6     | 4.7     | 4.9     | 4.5     | 4.8       | 5.0     | 4.3     | 4.0     | 3.4     | 4.1     | 4.1     | 5.8     | 5.3     | 4.4     | 4.6     | 5.2     | 4.2     |
| サウスカロライナ     | -       | -       | -       | -       | -         | 3.3     | 3.3     | 3.2     | 3.4     | 3.3     | -       | 3.9     | 3.9     | 3.4     | 3.0     | 2.8     | 2.5     |
| サウスダコタ ③     | 5.7     | 4.5     | 3.1     | 4.5     | 3.5       | 3.9     | 2.8     | 3.3     | 4.2     | 4.4     | 4.4     | 3.9     | 2.3     | 1.8     | 2.6     | 2.6     | 3.1     |
| テネシー ②       | 4.9     | 5.1     | 5.0     | 4.6     | 4.2       | 4.3     | 3.8     | 3.2     | 3.3     | 2.7     | 2.8     | 3.1     | 3.9     | 3.2     | 2.7     | 3.6     | 3.7     |
| テキサス         | -       | -       | -       | -       | 5.0       | 4.2     | 3.8     | 3.6     | 3.6     | 3.6     | 4.3     | 4.0     | 4.0     | 3.2     | 2.7     | 2.4     | 2.5     |
| ユタ           | 4.4     | 4.5     | 5.2     | 4.7     | 4.1       | 3.7     | 3.7     | 3.9     | 3.8     | 3.7     | 3.3     | 3.1     | 4.2     | 3.3     | 2.6     | 1.5     | 1.5     |
| バーモント ②      | 5.3     | 5.0     | 5.2     | 4.6     | 4.7       | 4.7     | 4.0     | 3.5     | 2.8     | 2.6     | ‡       | -       | -       | 2.6     | 2.4     | 2.5     | 2.5     |
| バージニア ③      | 4.7     | 4.6     | 4.8     | 4.5     | 3.9       | 3.5     | 2.9     | 3.0     | 2.8     | 2.5     | 2.7     | 2.6     | 2.7     | 2.5     | 2.1     | 2.3     | 1.9     |
| ワシントン        | -       | -       | -       | -       | -         | -       | 7.1     | 6.2     | 6.5     | 4.5     | 5.6     | 5.1     | 5.7     | 4.7     | 4.2     | 4.0     | 3.8     |
| ウエストバージニア    | 3.8     | 4.1     | 4.1     | 4.9     | 4.2       | 4.2     | 3.7     | 3.7     | 4.3     | 4.1     | 3.9     | 4.0     | 4.4     | 4.1     | 4.0     | 3.4     | 2.7     |
| ウィスコンシン ③    | 2.4     | 2.7     | 2.8     | 1.8     | 2.6       | 2.3     | 1.9     | 2.0     | ‡       | 2.4     | 2.2     | 2.2     | 2.3     | 2.3     | 2.2     | 2.0     | 1.9     |
| ワイオミング ③     | 5.7     | 6.2     | 6.4     | 5.1     | 5.7       | 6.4     | 5.8     | 4.5     | 4.6     | 4.8     | 5.7     | 5.1     | 5.0     | 1.1     | 6.0     | 5.4     | 4.3     |

(注)  
 - : 数値の報告無し。  
 ‡ : 記録保管の基準が異なるため学年在籍者の20%以上分のデータが不明  
 ①報告のあった州の平均。2002-03学年度より前は報告があった州が少ないため計算せず。  
 ②他の州とは学年暦の区切りが異なる。  
 ③年によって異なる学年暦により集計されている州。  
 ④2008-09学年度の数値は前年度の数値で代替。  
 ⑤学校が集計した数値を学区へ報告するシステムに変えて生徒個人を追跡するシステムを1995-96学年度に導入したことにより、他の州より数値が大きくなったと考えられる。

【出典】  
 Stark, P., & Noel, A. M. (2015). Trends in High School Dropout and Completion Rates in the United States: 1972-2012 (NCES 2015-015) (U. S. D. o. E. National Center for Education Statistics Ed.). Washington, D.C.: National Center for Education Statistics, U.S. Department of Education.

総じて、義務教育終了年齢引上げ政策の正の効果としては、ドロップアウト率が低下する、ドロップアウトしそわない生徒にも教員が更に関与を深めるようになる、義務教育終了年齢が低いことは生徒やその家族に対してドロップアウトが受容されているというシグナルになっている、義務教育終了年齢の低さは過去の遺物にすぎない、社会にはすべての生徒に教育を施す道義的な責務がある、制度変更に伴うコストは社会福祉、公安、矯正その他のプログラムや政府機能に金をかけていないことを補う以上の意味がある (Mackey & Duncan, 2013) という点にとどまっているといわざるをえない。

一方、批判的見解の例として Landis & Reschly (2011) や Whitehurst, G. J. R., & Whitfield, S. (2012) を挙げることができ、高校卒業率と義務教育終了年齢との因果関係を支持するエビデンスはなく、効果があるとしてもごくわずかの生徒に限られるとしているが、しかしそれでも、義務教育終了年齢引上げ政策に伴うコストの増加はほとんどないので、実施する意義はあると結論づけている (Landis & Reschly, 2011; Whitehurst & Whitfield, 2012)。

当然のことではあるがホームスクーリング支援団体などは反対の立場をとっていることはよく知られているし、実際には生徒たち自身にとっても不評であることもまた否めない (Bhanpuri & Reynolds, 2003)。更に、ドロップアウト率が下がったという州だけでなく、増えたという州もあり、その効果については、現在のところ一致した見解はないといえ、年齢の引上げよりも早い段階での出席督促をもっと真剣に行うことを重視する見解もある (Stoops, 2007)。

## 5. 事例

### (1) 州法改正案

高校生のドロップアウト問題は、貧困層やマイノリティが集中しやすい都市部の高校にとっては特に深刻で、都市学校区の教育委員会ばかりか、そうした学校区を包含する都市自治体の市長にとってもまた重要な政策課題となっている (Cooper, Cibulka, & Fusarelli, 2015, p. 71)。実際、州によっては、特定の都市にだけ義務教育終了年齢の引上げをできる権限を認める法改正が提案されることがあるが<sup>15)</sup>、本節では州レベルの施策に限定して若干の事例を検討してみたい。

次のグラフは Home School League Defense Association の Legislative Archive のデータベースをもとに、2004 年から 2015 年までの間に各州議会（上院及び下院）で提案された義務教育終了年齢引上げに関わる法律案の本数と州の数を示したものである。義務教育法に関する改正法案には義務教育開始年齢の引き下げを提案するものや、場合によっては義務教育終了年齢の引き下げを提案するものもあるが、それらの法案は含めていない<sup>16)</sup>。特定の都市や地域にだけ義務教育終了年齢を引上げることと決定する権限を認める法案もあるが、その場合はここに含めた。州の数でも法案の数でも 2007 年がピークになっている。

オバマ大統領の 2012 年の一般教書演説によってこれが連邦政府レベルでの政策アジェンダとなる直前の 2011 年で見ると、15 州で州法改正案が提案されていたが、そのうち 5 州（アラスカ、イリノイ、ケンタッキー、メリーランド、ロードアイランド）が義務教育終了年齢を 18 歳に引上げる州法改正案である。このうちイリノイ州は既に 2005 年に 17 歳に引上げていたが、他の 4 州は 16 歳までとなっていたから、2 年の引上げとなる。2011 年中に成立したのはロードアイランド州だけであったが、その後ケンタッキー州では 2013 年に、メリーランド州では 2012 年になって年齢引上げが実現している。



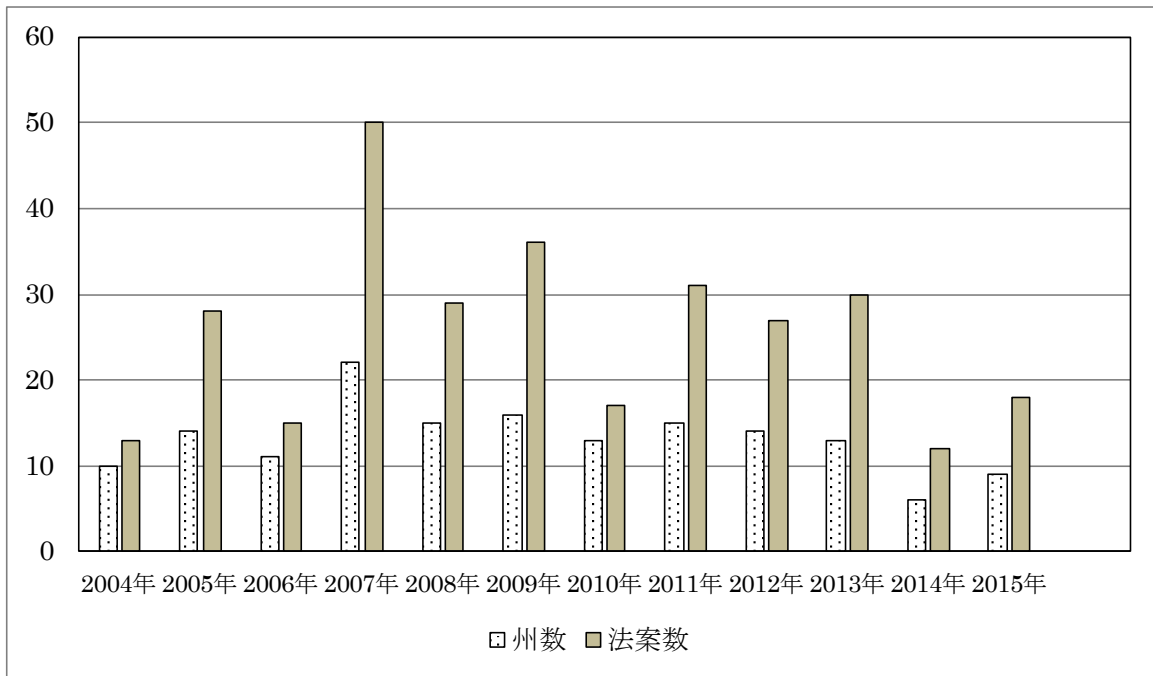


図1 各州議会に提案された義務教育年齢引上げに係る法律改正案（本数及び州数）

(出典：筆者作成。資料は Home School League Defense Association のウェブサイト (<http://www.hsllda.org/legislation/state/default.asp>) のデータベースを用いて各州議会のウェブサイトにより適宜修正を施した。)

## (2) ケンタッキー州

前述したオバマ大統領による2012年一般教書演説以降、直ちにこれを実現したのはケンタッキー州であった。ただし、後でも述べるがこの義務教育終了年齢の引上げは、ベッシャー (Steve Beshear) 知事 (当時) が2008年から度々試みてきたものであるから正確にはオバマ大統領の提言を受けてのことではない (Scott, 2013)。ケンタッキー州の義務教育終了年齢引上げは2013年の州議会定例会で法案 SB97<sup>17)</sup> が可決し、2013年3月18日にベッシャー知事の署名により成立したもので、保護者に子供を就学させる義務を課した州法の§159.010が改正された。改正法の施行日は2013年6月25日であるが、義務教育年齢の引上げが実施されるのは2015-16学年度からとされていた。

ところでケンタッキー州議会は2000年代以降、いわゆる分割政府の状態が続いており、上院では共和党が、下院では民主党が多数派を占めてきたが、一方で州知事は、2004年～2007年の4年間を除いて2015年12月に退任したベッシャー知事も含めると44年間民主党知事が続いてきた (Kraushaar, 2015)。しかし連邦議会と大統領選挙で見た場合のケンタッキー州は、典型的な「赤い州 (Red State)」と言われ、共和党の有力な地盤となってきたところでもある<sup>18)</sup>。そうした政治環境の中でベッシャー知事時代には、福祉政策ではオバマケアといわれた新医療保険制度<sup>19)</sup>、教育ではいわゆるコモン・コア・州スタンダード<sup>20)</sup>など、この時期の民主党政権の方針を体現してきた政策であってその導入の決定が州の裁量となっていた政策を他州に先駆けて取り入れてきた (Butrymowicz, 2013)。オバマ大統領が2014年の一般教書演説の中で、「決してリベラルな州というわけではない」ケンタッキー州でオバマケアを導入したベッシャー知事の実績を称えた所以である。しかし、ベッシャー知事は自ら中道的と称していることからわかるように (Greenblatt, 2014)、実際の義務教育終了年齢引上げは妥協と誘導を駆使して実現したといえる。

さて、この法改正を事例に政策の実現可能性という点について次のような3点の特徴をみておく。

まず、公立学校の児童生徒が対象となっている。すなわち、もともとケンタッキー州の就学義務は公立学校への出席義務としてまず規定されている。改正前の Kentucky Revised Statutes §159.010(1) は、6歳の誕生日に達したときから16歳の誕生日を迎えるまでの期間、保護者は子供をその居住する学校区の正規の公立学校又はその居住する学校区の教育委員会が子供を出席させるために用意した公立学校に全学期間にわたって通学させなければならないことを定め、そして§159.030により、私立学校への就学が例外的に認められてきた。SB97でも、改正前の§159.010(1)の規定は改正後の§159.010(1)(a)としてほぼそのまま残っている。よって就学年齢を6歳～16歳までとする文言も同じである。変わったのは、SB97によって§159.010(1)(b)が追加されたことでありこの条項には、2015-16学年度からは、地方教育委員会はその教育長の勧告に基づき、6歳の誕生日に達したときから18歳の誕生日を迎えるまでの期間、上記と同じく子供を公立学校に通わせることを保護者に求めることができることが規定された。またこの条項の中でも、前述の§159.030に定める私立学校の児童生徒の保護者にはこれが適用されないことになっている (Kentucky Legislature, 2013b)。ここからわかるように法改正の直接的な対象者は公立学校児童生徒であり、またその義務教育終了年齢を18歳に引上げるかどうかは、地方学校区の任意となった。

このように義務教育終了年齢の引上げを地方教育委員会の裁量にしている点を2つ目の特徴として挙げることができる。ただし、一つの地方学校区の中では私立学校の児童生徒を除く全生徒が同じ義務教育終了年齢に従うことになること (§159.010(1)(b)2)、居住地の学校区の許可を得て居住地と異なる学校区の公立学校に通学する場合でも義務教育終了年齢は居住地の学校区で採用している年齢に従うことになること (§159.010(1)(b)3)、及び、この§159.010(1)(b)の規定により義務教育終了年齢を18歳とする学校区が全地方学校区の55%を超えた場合は、その時から4年以内に、全ての学校区が§159.010(1)(b)の規定に従うこと (§159.010(1)(c)) 等の規定が設けられている。この55%を境にして地方の任意実施から強制的な実施に移行するという規定はもともとの法案SB97にはなく、後述するような議会における妥協の産物であった。法案SB97が成立した2013年3月の時点ではケンタッキー州の地方学校区総数は174(後に173になった)だったので、96の学校区が18歳への引上げを実施すれば州全域で18歳に統一されることになる<sup>21)</sup>。

実際のところベッシャー知事とホリディ (Holliday) 州教育長とは州全域での義務教育終了年齢引上げを目指し、「96への電撃戦 (“Blitz to 96”）」というキャンペーンを展開したこともあって、改正条文の施行日である2013年6月25日からの最初の2日間で58学校区の教育委員会が18歳への年齢引上げ導入を議決しており、1週間のうちにはこれが75学校区までになっていた (Holliday, 2013)。そして2013年7月9日の午前中で既に96学校区に達している (Commonwealth of Kentucky / Office of the Governor, 2013)。最終的に、2015年1月14日で全173学校区が18歳への引上げを決定した。ただし、改正条文で選択的な導入の開始年次とされた2015-16学年度を実施したのは166学校区で、2016-17学年度実施が1学校区、2017-18学年度実施が6学校区となっている (Brammer, 2015)。

こうした導入競争ともいえるような状況になったのは補助金の誘導効果もあったであろう。この点が3つ目の特徴といえ、すなわち議会との妥協と政策を実現するための政策手段とが注目される。前述のように義務教育終了年齢の引上げを目指す州法改正案の上程は過去にも2回試みられており、いずれも議会で否決されてきた。憲法上3期目が無い2期目のベッシャー知事には議会と妥協しても実現させたかった法案であったといえよう。それまで知事は州全域で義務的に18歳へ引上げることを目指していた。このSB97の場合も、上院にSB97が提案された際、同時に下院では民主党からグリア (Jeff Greer) 下院議員他の共同提案により、州全域でまず2017年に17歳まで引上げ、そし

て 2018 年に 18 歳まで上げるという内容の法案 HB224 が提出されていた (Kentucky Legislature, 2013a)。両院での妥協の結果、法案 SB97 の方を修正したものが可決され、前述のように 18 歳までの上げは地方学区の任意実施を基本としながら、実施する学区が 55%を超えれば州全域に一律に適用する、という規定になったものである (Musgrave, 2013a)。ここで知事側は補助金による誘導を試みた。まず、ホリディ州教育長は、終了年齢の引上げ実施を決定した学区には、制度改正に伴って必要となる種々の実施計画 (キャリア・技術教育プログラムの統合やコミュニティとの連携事業など) 策定経費への補助として 10,000 ドルの補助金を支給することを表明したが、それは先着順で最初の 57 学区までとされた (Rodriguez, 2013)。570,000 ドルの財源には連邦政府からのドロップアウト防止事業補助金が充てられていたが、この支給対象枠はその後知事所管の予算も財源に加えていくことで 96 学区へと拡大され、それにつれて義務教育終了年齢引上げ実施を決定する学区も増えていった (Musgrave, 2013b)。最終的には 173 の全学区に対して支給されることになった (Kentucky Department of Education, 2015)。こうして、前述のように州全域での一斉引上げとまではいかなかったものの、実質的に州全域で義務教育終了年齢を引上げることに成功したといえる。なお、全学区へ支給することになったことで、補助金の補助目的も変わり、当初は調査・計画費補助という位置付けであったものが、全学区へ支給するようになった際には、ドロップアウト予備軍の生徒を特定し、及び当該生徒への働きかけに要する経費の補助とされた (Kentucky Department of Education, 2015)。

しかし、GED を取得するつもりになっていたドロップアウト者たちにとっては就学義務を果たすために再び高校に戻らなければならない、GED を取得できる年齢がその分遅れてしまうことに不満があり、訴訟も検討されていた (Spears, 2015)。もっとも、運用としては、高校での単位をわずかしか取らないままドロップアウトして既に学齢超過者となってしまった者を伝統的な通常のクラスに出席させるのは現実的ではないとして、従来のような GED に替わる有効な代替的プログラムが地方学区の裁量で開設されることが期待されている (Holliday, 2015)。

なお、ベッシャー知事は任期満了により退任し、後任知事を選ぶ 2015 年 11 月の選挙では共和党候補が勝っている。またホリディ教育長は知事より先に 2015 年 8 月末で任期を 2 年残して退職した (Rodriguez, 2015)。

### (3) ニューハンプシャー州

ドロップアウトした者にとって GED がもはや高卒学歴と同等の意味をもちえなくなったと評価されていることは既に述べた通りである。オバマ大統領が高卒学歴にこだわっているのもこの文脈で理解できよう。この点をニューハンプシャー州の事例にみることができる。

まず、ニューハンプシャー州の義務就学法は次のようになっている。

#### New Hampshire Statutes, Section 193:1

I 6 歳以上 18 歳未満の子の保護者は当該児童生徒の居住学区において指定された公立学校に通学させるものとする。これらの児童生徒は、次の各号に該当しない場合は、当該学校の学期中にフルタイムで出席しなければならない：

... (中略)

(f) 以下のいずれかの方法により、当該児童生徒が卒業に必要な要件をすべて満たし、学区が高校卒業資格を発行しうる状態にある場合、又は高校卒業資格相当の達成度に達している場合：

- (1)高校に相当する資格を取得していること又は、
  - (2)ホームスクールで高校レベルのプログラムを終了したことを教育省に対する証明書又は書簡の提出により証明していること
- ... (後略)

ニューハンプシャー州では GED プログラムが改正された。GED オプションというプログラムは学校が提供するかどうかを選択できるもので、高校修了の能力は有しながらも諸般の事情で取得単位を満たせず中退の危機に面している生徒を対象にしたもので、週当たり 15 時間以上の補習授業を行い、学籍を有したまま GED 試験による高卒資格取得への準備をさせるものであった。また 18 歳未満で GED テストを受験する場合の実施手続にも変更が加えられた。従来はニューハンプシャー州 GED 管理者の許可 (permission) を必要としたが、改正後は地方学校区の承認 (approval) により受験できることになった (New Hampshire Department of Education, 2009)。更に現在は GED に関わる改革動向に対応し、GED に代わって High School Equivalency Testing (HiSET) が、また GED オプションに代わって High School Equivalency Preparation Option Program が実施されている。

ところで、米国の政策課題は、高校卒業率の向上だけでなく、高等教育への進学意欲をもった高校卒業生の増加にある。具体的には、高校に在籍しながら連携する高等教育機関における単位を先取りできるような施策はこれまでもあり、K-16 や P-20 という名称で知られる、いわゆるシームレスな教育制度を目指すものである (Hoffman, 2005)。州によって実施する規模や連携する学校・大学の数などの差があるものの、高校に在籍しながら、大学・短大のキャンパスで授業を受けることから、dual enrollment と呼ばれ、アラスカ、ニューヨーク、ニューハンプシャーの 3 州を除いてどの州でも州法上の制度となっている (Zinth, 2015)。かつてはこの制度の対象者には一定の成績要件が課されていたが、そのハードルを下げることによって、高校ドロップアウト予防策と高等教育志望者の増加につなげることができる。この枠組みで、社会的に高等教育への進学志向の低い階層に焦点を絞った施策が民間財団などの資金援助を受けて導入されることがあり、early college high school といわれる。また、更に貧困層などのような対象者を絞って、大学・短大のキャンパス内にコミュニティカレッジのキャンパス内に高校そのものを設けてしまう場合には middle college high school ともいう。こうすることによって大学に進学する者にとっては、授業料のかからない高校時代に単位をとっておけるため授業料の節約になり、また就職する際にも高校卒業時に準学士 (associate degree) の資格を得られる。

近年の義務教育終了年齢引上げ政策の例ではないが、ドロップアウト率改善政策としてはこれも注目されよう。

#### (4) ニューメキシコ州、インディアナ州

次に年齢の引上げではなくドロップアウトする場合の要件を厳格化した例としてまずニューメキシコ州を取り上げてみる。ニューメキシコ州法は 2014 年に次のように改正された。

NM Stat § 22-12-2 (2014)

別に定めがあるものを除き、学齢児童生徒で、高等学校を卒業又は高校卒業資格を取得していない者は 18 歳まで公立学校、私立学校、ホームスクール又は州の機関に通学しなければならない。保護者は地方教育長により就学困難と承認された場合には、署名した文書により当該学齢児童生徒が離学すること (to leave school) の許可を提出することができる。

またインディアナ州の場合は義務教育終了年齢に関して次のように定める。

Ind. Code §20-33-2-6 出席を求められる生徒 Students required to attend  
Section 6

生徒は本章の定めるところに従い、公式に学校に入学した日又は本章 section 8A に規定する場合を除いて生徒が 7 歳に達する日の属する学年度の秋の学期の最初の日のいずれか早い方の日から、次に掲げる日のいずれか早い方の日までの間、学校に出席しなければならない。

(1) 卒業する日；(2) 18 歳になった日又は；(3) 16 歳以上 18 歳未満で、本章 section 9 の退学の面接に関する規定の定めるところにより卒業する前に退学することができる要件を満たしたと認められた日。

そしてその Section 9 は次のような規定になっている。このうち下線部が 2006 年の改正で追加された部分である。

Ind. Code §20-33-2-9 退学の面接・退学の要件 Exit interviews; withdrawal requirements  
Section 9.

(a) 学校区（□引用者註：インディアナ州の学校区は school corporation と呼ばれる）の理事会は、学校区の適切な職員を指名して本章 section 6 の(3)に規定する生徒のための退学の面接を実施させなければならない。退学の面接には、次に掲げる者本人が出席するものとする。

(1) 当該生徒の保護者；(2) 当該生徒；(3) 学校の職員の中から指名された者；及び(4) 当該学校長。

(b) 16 歳以上 18 歳未満の生徒は次に該当する場合を除いて就学する義務に従わなければならない。高校を卒業する前に退学することはできない。(1)当該生徒、その保護者及び当該生徒の学校長が退学に同意した場合；(2)退学の面接において当該生徒が本条 subsection (c)の規定に基づき作成した退学の確認書を提出した場合；かつ(A)生徒の保護者及び(B)当該生徒の学校長とがそれぞれ生徒の退学に関する承諾書を作成し提出した場合；及び(3)その退学の理由が(A)経済的に困窮しており本人が就労して本人の家族を扶養しなければならない場合、(B)病気の場合、又は(C)当該生徒に対する裁判管轄権を有する裁判所の命令による場合。

(c) subsection (b)に規定する退学の確認書では、当該生徒及びその保護者が、退学により、(1)将来の所得が減少するかもしれないこと；及び(2)将来失業する可能性が高まることについて理解していることを自ら陳述しておかななければならない。

(□下線は引用者。)

同様の規定は他の州でも見られるところであり（例えばネブラスカ州の Nebraska Revised Statute 79-202 など）、安易な判断を避け保護者の助言や支援の機会が期待されている。

また、自動車運転免許取得の制約条件と連動させて、ドロップアウトをさせないような仕組みも各州で見られるところである。インディアナ州の場合は、州陸運局は 18 歳未満の者で、学校の無断欠席の常習者、同一学年度内で 2 回目以降の停学処分に服している者、退学処分になった者及びドロップアウトした者の自動車運転免許を停止し又は仮免許を無効にしなければならない（Ind. Code §9-24-2-1）。なお、Ind. Code §20-33-2-28.5 により学校長にはドロップアウト者を陸運局に通知する義務がある。

## (5) テキサス州

近年の義務教育年齢延長政策の意図は高校卒業に向けた環境整備が主目的になっていることはこれまで述べてきたとおりである。ところで高校在学中に義務教育終了年齢に達することは制度的に埋め込まれたものであるが、むしろ年齢要件を満たしたことから退学をするという意味以上に機能してしまう。本稿冒頭でも指摘したようにドロップアウトはむしろ逸脱行動を連想させ、社会福祉政策上も、犯罪予備軍として扱われがちである (Baker, 2014)。州によっては義務教育の在り方の検討が児童生徒への懲戒の在り方と密接に関連することがあることを最後に指摘しておく。

テキサス州は前述のように、義務教育終了年齢を 19 歳とする改正を行ったが、これは無断欠席を犯罪とみなすことをやめる政策 (decriminalization of truancy) の一貫として実現したものであった。学齢児童生徒の所定の日数を超える無断欠席は、どの州でもまず学校内での懲戒処分であったり、司法上の手続をとる場合も真犯行為 (status offense behavior) として扱われたりするところだが、テキサス州の場合は軽犯罪としての罰金が保護者だけでなく本人にも科せられてきた (Ahmad & Miller, 2015)。すなわち、テキサス州教育法の§25.094(e)が 1995 年の改正で新設されてから 2015 年にこの規定が廃止されるまで、12 歳以上 17 歳以下の児童生徒の合理的な理由がない無断欠席を C クラス軽犯罪 (Class C Misdemeanor) となしうる出席義務違反の罪 (FTAS: Failure to attend school) とすることができた<sup>22)</sup>。一方で、同じ基準<sup>23)</sup>による真犯行為としての無断欠席もある。このため、12 歳以上 17 歳以下の無断欠席と判断された児童生を、少年裁判所 (juvenile court) にテキサス州家族法§51.03(b)の「必要な監督に従わない者」(CINS offense: conduct in need of supervision offense、2015 年の改正で現在は conduct indicating a need for supervision) により民事事件で通告するか、大人と同じ裁判所に刑事事件としての出席義務違反の罪で出頭させるかが、地方学校区の裁量にゆだねられてきたことになる。6 歳～11 歳までの生徒による無断欠席は少年裁判所で処理されるが、その保護者には州教育法§25.093 の「無断欠席を助長した保護者の罪 (PCN: Parent Contributing to Nonattendance)」が問われ、同様に軽犯罪となる。こうして 2015 年に州教育法が改正されるまでは、無断欠席をした児童生徒が州教育法§25.094(e)違反とされた場合には、成人が交通違反で出廷するのと同じく都市裁判所 (municipal court) か治安判事 (justices of the peace court)、あるいは無断欠席裁判所 (truancy court)<sup>24)</sup>に出頭して有罪を認めて罰金を払うか、無罪を主張する場合には審理が開始されることになっていた<sup>25)</sup>。テキサス州のこのシステムが問題とされたのは、以下の表 3 が示しているように、同じ基準で無断欠席とみなされる行為であるのに、出席義務違反の軽犯罪 (FTAS) として都市裁判所や治安判事によって裁かれている件数が圧倒的に多いという実態であった (Texas Senate Committee on Jurisprudence, 2014)。少年裁判所が扱う「必要な監督に従わない者 (CINS)」には無断欠席以外の事案も含まれているのに対し、出席義務違反 (FTAS) と保護者の罪 (PCN) には無断欠席の事案だけがカウントとされている。州の統計上の制約から 2011 年以前の数値には治安判事が処理した件数が含まれていない。

表5 少年裁判所が扱う無断欠席と軽犯罪としての出席義務違反(FTAS)の比較  
(2014年10月1日現在)

| 会計年度   | CINS の件数**<br>(無断欠席含む) | FTAS の件数 | PCN の件数 |
|--------|------------------------|----------|---------|
| 2009年度 | 923                    | 20,744*  | 7,680*  |
| 2010年度 | 893                    | 18,252*  | 6,499*  |
| 2011年度 | 560                    | 23,449*  | 5,785*  |
| 2012年度 | 561                    | 81,357   | 62,596  |
| 2013年度 | 501                    | 80,807   | 71,201  |
| 2014年度 | 594                    | 65,585   | 67,298  |

\* 治安判事が処理した件数は含まれていない。

\*\*無断欠席の事案を含むCINSの総件数。

(出典) Texas Senate Committee on Jurisprudence(2014), p.44, Table 3.A より。

この罰金を払わない場合や出頭を命じられた時間に遅れたりした場合は法廷侮辱の罪 (contempt of court) に問われ刑務所に収監されることもありうる。1990年代以降盛んに取り入れられたゼロ・トレランス政策のなごりともいわれるシステムが、実際には高校卒業率の改善に貢献していないことや、出席義務違反に問われる生徒にはしばしば発達障害がみられる実態があることや、貧困な家庭は罰金を払うことができず結果的にむしろ貧困層がドロップアウトしていくことにつながっているなどの指摘を受けて (Fowler, Mergler, Johnson, & Craven, 2015)、こうした全米でも珍しいシステムを改革するための州法改正案の中で併せて義務教育終了年齢の規定も改正されたものである。前述のように米国の義務教育法は出席義務を伴っており、そうした法の執行力をどのように担保するのかは重要な問題とされてきた。地方学区の州からの補助金は、児童生徒の在籍者数ではなく平均出席者数で計算されることが多く、テキサス州も同様であり、学区には出席者数を増やすようなインセンティブとなっている。

なお、テキサス州で無償の公教育が保障される年齢は、前掲表1にもあるように原則としては21歳までで、学校の判断で9月1日の時点で26歳に達していない者までなら入学させることができる (Texas Education Code, §25.001)。

米国の州・地方学区はドロップアウトや非行につながりかねないとの理由から、無断欠席はいうまでもなく長期欠席に対してもその改善を目指して様々なアプローチをとっている。テキサス州がこれまでとってきた無断欠席に対する厳しい懲罰を重視する司法ベースのアプローチに対しては、出席を促すためには必要であるとしてこれを擁護する見解もあるものの、米国全体の傾向としては、無断欠席や長期欠席の原因究明やカウンセリング体制の充実など、学校や地域による支援を重視する学校ベースの体制が重視されるようになっている (Clark, 2012; Sanchez, 2015; Shah, 2013)。なお、これに加えて、欠席者を減らすことにより地方学区は財政上のメリットもある。通常、米国の地方学区財政は教育税などの独自財源のほか州政府からの補助金を依存財源として成り立っているが、補助金交付額の算定には在籍児童生徒数ではなく日平均出席児童生徒数 (average daily attendance、以下 ADA) を用いることが多い。最もシンプルな ADA は授業日ごとの出席者数の合計を総授業日数で除することで得られる。実際にはこれに様々な調整を施したものが用いられ、テキサス州も「ウェイト調整 ADA」を用いている (Texas Education Agency, 2014)。いずれにしても欠席者が増えれば

それだけ補助金額が減少するため、出席率を高める施策は児童生徒の高校卒業を促すという政策目標達成に向けた財政上のインセンティブも働く可能性があるといえる (Speigle, Walker, Maurer, & Mendenhall, 2015)。

## 6. おわりに

容易に想像しうることではあるが、義務教育年齢引上げ政策は、その効果の測定という点で困難な側面を有していた。そこで一般的には、義務教育終了年齢を上げたこと自体がドロップアウト率を改善させたというよりも、その他の予防措置的プログラムとのパッケージによる効果が大きいとされるところである。

また、高校卒業資格取得の先に、高等教育機会の保障も考案される事例からもわかるように、いわゆる接続の問題を視野に入れた事例も散見されるようになってきている。そのため州によっては、むしろ義務教育年齢はそのままに、大学への進学機会の障壁を取り除く施策を試みている例もある。例えば、ノースカロライナ州には、通常の高등학교課程4年を超えて在学することを可能にし、高校在学中に大学の単位を取得できる制度を利用してできるだけ多くの単位を取らせるプログラム *New Schools Project* がある。その点、無償の公教育を受けられる年齢の在り方の方が重要であるという指摘もあることにも留意しておくべきであろう (Lloyd & Matthews, 2013)。しかし、例えば、ケンタッキー州は、義務教育終了年齢引上げを行う以前から、その他の手法のミックスによっても成果 (ドロップアウトの改善) を出している事例として取り上げられてきていたが、結局は18歳への引上げを、議会による2度の否決を経て、それもかなり独特な方法で実施した。このように、全ての生徒が高校卒業資格を得て大学進学を考える必要があることを訴えかけるための、州政府の集合的願望のシンボルとして考えれば、義務教育終了年齢引上げ政策を打ち出すことの意味が否定されるわけではない (Grove, 2014)。

ここまで見てきたように、米国の義務教育終了年齢引上げ政策が近年注目されたのは、高校ドロップアウト率の低減又は高校卒業率の向上を目指した政策ツールとみなされたからであった。繰り返すが、ドロップアウトそのものは生徒本人の家庭環境など、かなり個別の要因を考慮する必要があることから、その他の施策とも併せた包括的なアプローチが必要とされ、義務教育終了年齢の引上げそのものが有効であるとの決定的な証拠はない。少なくとも、高校教育を生徒個人にとって将来の生活とのつながりを理解できるようなものになるよう改めていくための工夫が求められていることは日米共通の課題といえよう。連邦政府は自らが直接取りうる手段が限られる中、高校ドロップアウトの改善と米国の経済回復というフレーミングを用いて、各州政府に年齢引上げ政策の導入を促してきたし、統計データの収集という伝統的な連邦政府の手法も活用した。各州政府はそれぞれが置かれた状況に合わせて、概ねこれに同調した。しかし、米国に独特な地方教育財政構造からいえば、日平均出席生徒数を左右しかねない義務教育終了年齢の引上げが、州と地方学校区の政府間教育財政関係に及ぼす影響なども含めて評価する必要があるというべきであろう (Timar, Biag, & Lawson 2007)。



表6 第9学年新入生の平均卒業率（AFGR：Averaged Freshman Graduation Rates for Public School Students）推移 2001～08学年度（%）

| 州名         | 2001-02年<br>度 | 2002-03<br>年度 | 2003-04<br>年度 | 2004-05<br>年度 | 2005-06<br>年度 | 2006-07<br>年度 | 2007-08<br>年度 | 2006-07<br>年度か<br>ら2007-<br>08年度<br>の変化 |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---|
| アラバマ       | 62.1          | 64.7          | 65.0          | 65.9          | 66.2          | 67.1          | 69.0          | 1.9                                     |
| アラスカ       | 65.9          | 68.0          | 67.2          | 64.1          | 66.5          | 69.1          | 69.1          | 0.0                                     |
| アリゾナ       | 74.7          | 75.9          | 66.8          | 84.7          | 70.5          | 69.6          | 70.7          | 1.1                                     |
| アーカンソー     | 74.8          | 76.6          | 76.8          | 75.7          | 80.4          | 74.4          | 76.4          | 2.0                                     |
| カリフォルニア    | 72.7          | 74.1          | 73.9          | 74.6          | 69.2          | 70.7          | 71.2          | 0.5                                     |
| コロラド       | 74.7          | 76.4          | 78.7          | 76.7          | 75.5          | 76.6          | 75.4          | -1.2                                    |
| コネチカット     | 79.7          | 80.9          | 80.7          | 80.9          | 80.9          | 81.8          | 82.2          | 0.4                                     |
| デラウェア      | 69.5          | 73.0          | 72.9          | 73.1          | 76.3          | 71.9          | 72.1          | 0.2                                     |
| フロリダ       | 63.4          | 66.7          | 66.4          | 64.6          | 63.6          | 65.0          | 66.9          | 1.9                                     |
| ジョージア      | 61.1          | 60.8          | 61.2          | 61.7          | 62.4          | 64.1          | 65.4          | 1.3                                     |
| ハワイ        | 72.1          | 71.3          | 72.6          | 75.1          | 75.5          | 75.4          | 76.0          | 0.6                                     |
| アイダホ       | 79.3          | 81.4          | 81.5          | 81.0          | 80.5          | 80.4          | 80.1          | -0.3                                    |
| イリノイ       | 77.1          | 75.9          | 80.3          | 79.4          | 79.7          | 79.5          | 80.4          | 0.9                                     |
| インディアナ     | 73.1          | 75.5          | 73.5          | 73.2          | 73.3          | 73.9          | 74.1          | 0.2                                     |
| アイオワ       | 84.1          | 85.3          | 85.8          | 86.6          | 86.9          | 86.5          | 86.4          | -0.1                                    |
| カンザス       | 77.1          | 76.9          | 77.9          | 79.2          | 77.6          | 78.9          | 79.1          | 0.2                                     |
| ケンタッキー     | 69.8          | 71.7          | 73.0          | 75.9          | 77.2          | 76.4          | 74.4          | -2.0                                    |
| ルイジアナ      | 64.4          | 64.1          | 69.4          | 63.9          | 59.5          | 61.3          | 63.5          | 2.2                                     |
| メイン        | 75.6          | 76.3          | 77.6          | 78.6          | 76.3          | 78.5          | 79.1          | 0.6                                     |
| メリーランド     | 79.7          | 79.2          | 79.5          | 79.3          | 79.9          | 80.0          | 80.4          | 0.4                                     |
| マサチューセッツ   | 77.6          | 75.7          | 79.3          | 78.7          | 79.5          | 80.8          | 81.5          | 0.7                                     |
| ミシガン       | 72.9          | 74.0          | 72.5          | 73.0          | 72.2          | 77.0          | 76.3          | -0.7                                    |
| ミネソタ       | 83.9          | 84.8          | 84.7          | 85.9          | 86.2          | 86.5          | 86.4          | -0.1                                    |
| ミシシッピ      | 61.2          | 62.7          | 62.7          | 63.3          | 63.5          | 63.6          | 63.9          | 0.3                                     |
| ミズーリ       | 76.8          | 78.3          | 80.4          | 80.6          | 81.0          | 81.9          | 82.4          | 0.5                                     |
| モンタナ       | 79.8          | 81.0          | 80.4          | 81.5          | 81.9          | 81.5          | 82.0          | 0.5                                     |
| ネブラスカ      | 83.9          | 85.2          | 87.6          | 87.8          | 87.0          | 86.3          | 83.8          | -2.5                                    |
| ネバダ        | 71.9          | 72.3          | 57.4          | 55.8          | 55.8          | 52.0          | 51.3          | -0.7                                    |
| ニューハンプシャー  | 77.8          | 78.2          | 78.7          | 80.1          | 81.1          | 81.7          | 83.4          | 1.7                                     |
| ニュージャージー   | 85.8          | 87.0          | 86.3          | 85.1          | 84.8          | 84.4          | 84.6          | 0.2                                     |
| ニューメキシコ    | 67.4          | 63.1          | 67.0          | 65.4          | 67.3          | 59.1          | 66.8          | 7.7                                     |
| ニューヨーク     | 60.5          | 60.9          | —             | 65.3          | 67.4          | 68.8          | 70.8          | 2.0                                     |
| ノースカロライナ   | 68.2          | 70.1          | 71.4          | 72.6          | 71.8          | 68.6          | 72.8          | 4.2                                     |
| ノースダコタ     | 85.0          | 86.4          | 86.1          | 86.3          | 82.1          | 83.1          | 83.8          | 0.7                                     |
| オハイオ       | 77.5          | 79            | 81.3          | 80.2          | 79.2          | 78.7          | 79            | 0.3                                     |
| オクラホマ      | 76.0          | 76.0          | 77.0          | 76.9          | 77.8          | 77.8          | 78.0          | 0.2                                     |
| オレゴン       | 71.0          | 73.7          | 74.2          | 74.2          | 73.0          | 73.8          | 76.7          | 2.9                                     |
| ペンシルベニア    | 80.2          | 81.7          | 82.2          | 82.5          | —             | 83.0          | 82.7          | -0.3                                    |
| ロードアイランド   | 75.7          | 77.7          | 75.9          | 78.4          | 77.8          | 78.4          | 76.4          | -2.0                                    |
| サウスカロライナ   | 57.9          | 59.7          | 60.6          | 60.1          | —             | 58.9          | —             | —                                       |
| サウスダコタ     | 79.0          | 83.0          | 83.7          | 82.3          | 84.5          | 82.5          | 84.4          | 1.9                                     |
| テネシー       | 59.6          | 63.4          | 66.1          | 68.5          | 70.6          | 72.6          | 74.9          | 2.3                                     |
| テキサス       | 73.5          | 75.5          | 76.7          | 74.0          | 72.5          | 71.9          | 73.1          | 1.2                                     |
| ユタ         | 80.5          | 80.2          | 83.0          | 84.4          | 78.6          | 76.6          | 74.3          | -2.3                                    |
| バーモント      | 82.0          | 83.6          | 85.4          | 86.5          | 82.3          | 88.6          | 89.3          | 0.7                                     |
| バージニア      | 76.7          | 80.6          | 79.3          | 79.6          | 74.5          | 75.5          | 77.0          | 1.5                                     |
| ワシントン      | 72.2          | 74.2          | 74.6          | 75.0          | 72.9          | 74.8          | 71.9          | -2.9                                    |
| ウエストバージニア  | 74.2          | 75.7          | 76.9          | 77.3          | 76.9          | 78.2          | 77.3          | -0.9                                    |
| ウィスコンシン    | 84.8          | 85.8          | —             | 86.7          | 87.5          | 88.5          | 89.6          | 1.1                                     |
| ワイオミング     | 74.4          | 73.9          | 76.0          | 76.7          | 76.1          | 75.8          | 76.0          | 0.2                                     |
| 報告のあった州の合計 | 72.6          | 73.9          | 75.0          | 74.7          | 73.2          | 73.9          | 74.9          | 1.0                                     |

(注)「—」は数値の報告無し。網掛けは義務教育終了年齢の引き上げがあった年。

(出典)Chapman, C., Laird, J., & KewalRamani, A. (2010). Trends in High School Dropout and Completion Rates in the United States: 1972-2008 (NCES 2011-012). Retrieved from National Center for Education Statistics, Institute of Education Sciences, U.S. Department of Education: <http://nces.ed.gov/pubs2011/2011012.pdf> accessed March 14, 2016

## 参考文献

- Ahmad, F. Z., & Miller, T. (2015). *The High Cost of Truancy*. Retrieved from Center for American Progress: <https://cdn.americanprogress.org/wp-content/uploads/2015/07/29113012/Truancy-report4.pdf> accessed April 10, 2016
- Angrist, J. D., & Krueger, A. B. (1991). Does Compulsory School Attendance Affect Schooling and Earnings? *The Quarterly Journal of Economics*, 106(4), 979-1014.
- Attorney General of Texas. (2012). *Truancy, person over age of eighteen is not subject to prosecution for committing offense of failing to attend school under section 25.094, Texas Education Code*. (Opinion No. GA-0946). Retrieved from <https://texasattorneygeneral.gov/opinions/opinions/50abbott/op/2012/pdf/ga0946.pdf> accessed April 10, 2016.
- Baker, D. P. (2014). *The Schooled Society: The Educational Transformation of Global Culture*. Stanford, Calif.: Stanford University Press.
- Balfanz, R., & Legters, N. (2004). *Locating the Dropout Crisis: Which High Schools Produce the Nation's Dropouts? Where Are They Located? Who Attends Them?* Retrieved from Johns Hopkins University: <http://www.csos.jhu.edu/crespar/techreports/report70.pdf>
- Bhanpuri, H., & Reynolds, G. M. (2003). *Understanding and Addressing the Issue of the High School Dropout Age* (Learning Point Associates). Retrieved from <http://www.ibrarian.net/navon/page.jsp?paperid=1206451> accessed March 13, 2016
- Booker, K., Brian, G., Sass, T., & Zimmer, R. (2014). *Charter High Schools' Effects on Long-Term Attainment and Earnings* (Working Paper 29). Retrieved from [http://www.mathematica-mpr.com/~media/publications/PDFs/education/charter\\_long-term\\_wp.pdf](http://www.mathematica-mpr.com/~media/publications/PDFs/education/charter_long-term_wp.pdf) accessed March 20, 2016
- Brammer, J. (2015, January 29). All Kentucky school districts moving to dropout age of 18. *Lexington Herald-Leader*. Retrieved from <http://www.kentucky.com/news/politics-government/article44550381.html> accessed May 18, 2016
- Bridgeland, J. M., DiIulio, J. J., Jr., & Streever, R. (2007). *Raising the Compulsory School Attendance Age: The Case for Reform* (Civic Enterprises). Retrieved from ERIC database (ED503356): <http://eric.ed.gov/?id=ED503356> accessed March 13, 2016
- Bridgeland, J. M., DiIulio Jr., J. J., & Morison, K. B. (2006). *The Silent Epidemic: Perspectives of High School Dropouts*. Retrieved from Civic Enterprise: [http://www.civicerprises.net/MediaLibrary/Docs/the\\_silent\\_epidemic.pdf](http://www.civicerprises.net/MediaLibrary/Docs/the_silent_epidemic.pdf)
- Butrymowicz, S. (2013, October 15). What Kentucky Can Teach the Rest of the U.S. About the Common Core. *The Atlantic*.
- Cameron, S. V., & Heckman, J. J. (1993). The Nonequivalence of High School Equivalents. *Journal of Labor Economics*, 11(1), 1-47.
- Campbell, J. L. (2004). *Institutional Change and Globalization*. Princeton, N.J.: Princeton University Press.
- Carnegie Council on Policy Studies in Higher, E. (1979). *Giving Youth a Better Chance: Options for Education, Work, and Service: A Report, with Recommendations of the Carnegie Council on Policy Studies in Higher Education*. San Francisco: Jossey-Bass.
- Chambliss, J. J. (Ed.) (1996). *Philosophy of Education: An Encyclopedia*: Routledge.
- Cibulka, J. G., & Kritek, W. J. (Eds.). (1996). *Coordination among Schools, Families, and Communities*. Albany: State University of New York Press.
- Cizek, G. J. (Ed.) (1999). *Handbook of Educational Policy*. San Diego, Calif. ; London: Academic.
- Clark, K. (2012, March 1). To Get Kids To Class, LA Softens Its Hard Line. *NPR Morning Edition*. Retrieved from National Public Radio, <http://www.npr.org/2012/03/01/147638181/to-get-kids-to-class-la-softens-its-hard-line> accessed April 10, 2016
- Commonwealth of Kentucky / Office of the Governor. (2013). 'Blitz to 96' a Success; Age 18 Policy to Be Implemented

- Statewide [Press release]. Retrieved from <http://education.ky.gov/comm/news/Documents/Release%20-%20Graduate%20Kentucky%2096%20Achieved%207%2010%2013%20pdf.pdf> accessed May 17, 2016
- Cooper, B. S., Cibulka, J. G., & Fusarelli, L. D. (2015). *Handbook of Education Politics and Policy* (2nd ed.). New York: Routledge.
- Dinan, J. J. (2006). *The American State Constitutional Tradition*: University Press of Kansas.
- Dorn, S. (1996). *Creating the Dropout : An Institutional and Social History of School Failure*. Westport, Conn.: Praeger.
- Epstein, J. L. (2011). *School, Family, and Community Partnerships*. Boulder, CO: Westview Press.
- Fowler, D., Mergler, M. S., Johnson, K., & Craven, M. (2015). *Class, Not Court: Reconsidering Texas' Criminalization of Truancy*. Retrieved from Texas Appleseed <http://www.texasappleseed.net/class-not-court-reconsidering-texas-criminalization-truancy-full-report> accessed April 9, 2016
- Fuents, A. (2012, September 5). The Truancy Trap. *The Atlantic*.
- Gewertz, C. (2016). States Issue Thousands of Retroactive Diplomas. *Education Week*, 35(19), 1-16.
- Good, H. G. (1956). *A History of American Education*. New York: Macmillan.
- Greenblatt, A. (2014, January 29). Why Red-State Kentucky Got A Shoutout From Obama. *It's All Politics*. Retrieved from National Public Radio, <http://www.npr.org/sections/itsallpolitics/2014/01/29/268195177/why-red-state-kentucky-got-a-shout-out-from-obama>
- Grove, J. (2014). *Compulsory Attendance Policies: About Age or Intervention? SREB Focus Report*. Retrieved from Southern Regional Education Board: <http://publications.sreb.org/2014/2014focuscompulsoryattendance.pdf>
- Herzik, E. B., & Brown, B. W. (Eds.). (1991). *Gubernatorial Leadership and State Policy*. New York: Greenwood Press.
- Hoffman, N. (2005). *Add and Subtract: Dual Enrollment as a State Strategy to Increase Postsecondary Success for Underrepresented Students*. Retrieved from Jobs for the Future: <http://www.jff.org/publications/add-and-subtract-dual-enrollment-state-strategy-increase-postsecondary-success> accessed March 9, 2016
- Holliday, T. (2013, July 11). 'Blitz to 96' a Success; Age 18 Policy to Be Implemented Statewide. *Kentucky Teacher*. Retrieved from <http://www.kentuckyteacher.org/news/2013/07/blitz-to-96-a-success-age-18-policy-to-be-implemented-statewide/> accessed May 17, 2016
- Holliday, T. (2015, July 25). GED Never Intended to Serve Teens, Commentary. *Courier-Journal*. Retrieved from <http://www.courier-journal.com/story/opinion/contributors/2015/07/25/commentary-ged-never-intended-serve-teens/30627625/> accessed May 19, 2016
- Hunt, J. R. (1969). *Hawaii Department of Education. Historical Development and Outlook*. Retrieved from ERIC ED033095:
- Imber, M., Geel, T. V., Blokhuis, J. C., & Feldman, J. (Eds.). (2014). *Education Law* (5th ed.). New York: Routledge.
- Jenkins, R. L., & Person, W. A. (1991). Educational Reform in Mississippi: A Historical Perspective. In D. J. Vold & J. L. DeVitis (Eds.), *School Reform in the Deep South* (pp. 75-108). Tuscaloosa, Ala.: University of Alabama Press.
- Keesecker, W. W., & Allen, A. C. (1950). *Compulsory School Attendance and Minimum Educational Requirements in the United States, 1950*. Washington, D.C.: Federal Security Agency, Office of Education, Division of School Administration.
- Kentucky Department of Education. (2013, July 8). New number of school districts. *Monday Superintendent Emails*. Retrieved from <http://education.ky.gov/CommOfEd/mon/Pages/July-8-2013.aspx>
- Kentucky Department of Education. (2015, June 22). Raising the Compulsory Attendance Age in Kentucky. *School Improvement*. Retrieved from <http://education.ky.gov/school/pages/compattend.aspx> accessed May 18, 2016
- Kentucky Legislature. (2013a). HB224 13RS. Retrieved from <http://www.lrc.ky.gov/record/13RS/HB224.htm> accessed May 19, 2016

- Kentucky Legislature. (2013b). SB97 13RS. *Kentucky Legislature*. Retrieved from <http://www.lrc.ky.gov/record/13rs/SB97.htm> accessed May 19, 2016
- Kentucky School Boards Association. (2013, September). Anatomy of a Merger: Wayne County Gets Creative in a Hurry in the 'Adoption' of Monticello Independent. Retrieved from <http://www.ksba.org/0913WayneCountyMonticellomerger.aspx> accessed May 15, 2016
- Klein, A., McNeil, M., & Adams, C. (2012). Obama Rolls Out New Higher Education Initiatives. *Education Week*, 31(19), 16-19.
- Kraushaar, J. (2015, October 27). Kentucky Governor Candidates Go Their Own Way. *The Atlantic*.
- Landis, R. N., & Reschly, A. L. (2011). An Examination of Compulsory School Attendance Ages and High School Dropout and Completion. *Educational Policy*, 25(5), 719-761.
- Lleras-Muney, A. (2005). The Relationship between Education and Adult Mortality in the United States. *The Review of Economic Studies*, 72(1), 189-221.
- Lloyd, S. C., & Matthews, C. A. (2013). Age Can Determine Access To Free Education, Diploma Pathways. *Education Week*, 32(34), 5-5.
- Mackey, P. E., & Duncan, T. G. (2013). *Does Raising the State Compulsory School Attendance Age Achieve the Intended Outcomes?* Retrieved from [http://ies.ed.gov/ncee/edlabs/regions/midatlantic/pdf/REL\\_2014005.pdf](http://ies.ed.gov/ncee/edlabs/regions/midatlantic/pdf/REL_2014005.pdf)
- Maine Department of Education. (2007). 150 Years of Education in Maine - PART II Development of the State Department of Education 1900-1970. Retrieved from <http://www.maine.gov/education/150yrs/150part2.htm> accessed March 9, 2016
- McDermott, K. A. (2011). *High-Sakes Reform: The Politics of Educational Accountability*. Washington, DC: Georgetown University Press.
- McQuillan, P. J. (2008). Small-School Reform Through the Lens of Complexity Theory: It's "Good to Think With". *Teachers College Record*, 110(9), 1772-1801.
- Messacar, D., & Oreopoulos, P. (2012). *Staying in School: A Proposal to Raise High School Graduation Rates (Discussion Paper 2012-07)*. Retrieved from Hamilton Project, Brookings Institution: [http://www.hamiltonproject.org/assets/files/a\\_proposal\\_to\\_raise\\_high\\_school\\_graduation\\_rates.pdf](http://www.hamiltonproject.org/assets/files/a_proposal_to_raise_high_school_graduation_rates.pdf)
- Mirón, L. F., & St. John, E. P. (2003). *Reinterpreting Urban School Reform* (Vol. alk. paper). Albany: State University of New York.
- Musgrave, B. (2013a, March 8). Compromise Reached on Raising Kentucky's High School Dropout Age. *Bluegrass Politics*. Retrieved from <http://bluegrasspolitics.bloginky.com/2013/03/08/raising-drop-out-age-compromise-appears-poised-to-pass/> accessed May 19, 2016
- Musgrave, B. (2013b, June 26). Governor Finds Additional \$350,000 to Entice Schools into Raising Dropout Age. *Bluegrass Politics*. Retrieved from <http://bluegrasspolitics.bloginky.com/2013/06/26/governor-finds-additional-350000-to-entice-schools-into-raising-dropout-age/> accessed May 19, 2016
- National Center for Education Statistics. (2005). *National Institute of Statistical Sciences/Education Statistics Services Institute Task Force on Graduation, Completion, and Dropout Indicators, Final Report (NCES 2005-105)*. Retrieved from National Center for Education Statistics: <http://nces.ed.gov/pubs2005/2005105.pdf> accessed March 8, 2016
- National Commission on the Reform of Secondary Education. (1973). *The Reform of Secondary Education: A Report to the Public and the Profession*: McGraw-Hill.
- National Conference of State Legislatures. (2014, January 21). Upper Compulsory School Age. Retrieved from <http://www.ncsl.org/research/education/upper-compulsory-school-age.aspx>

- National Education Association. (2010). *Raising Compulsory School Age Requirements: A Dropout Fix?* Retrieved from <http://www.nea.org/home/50897.htm>
- National Governors Association. (2005). *Graduation Counts: A Report of the National Governors Association Task Force on State High School Graduation Data*. Retrieved from National Governors Association: <http://www.nga.org/files/live/sites/NGA/files/pdf/0507GRAD.PDF>
- New Hampshire Department of Education. (2009). *Technical Advisory: Raising the Compulsory Age for School Attendance*. Retrieved from [http://education.nh.gov/standards/ta\\_archives.htm](http://education.nh.gov/standards/ta_archives.htm).
- OECD. (2015a). Table 3.1. Gross domestic product per capita, current prices and current PPPs. In OECD (Ed.), *National Accounts at a Glance*: OECD Publishing.
- OECD. (2015b). Table X1.3. Starting and ending age for students in compulsory education (2013). In OECD (Ed.), *Education at a Glance 2015*: OECD Publishing.
- Oreopoulos, P. (2005). *Stay in School: New Lessons on the Benefits of Raising the Legal School-Leaving Age* (C. D. Howe Institute, Commentary, No.223). Retrieved from C. D. Howe Institute: [https://www.cdhowe.org/pdf/commentary\\_223.pdf](https://www.cdhowe.org/pdf/commentary_223.pdf)
- Peterson, P. E. (1985). *The Politics of School Reform, 1870-1940*: University of Chicago Press.
- Peterson, P. E., & Chubb, J. E. (Eds.). (2003). *Our Schools and Our Future : ...Are We Still At Risk?* Stanford, Calif.: Hoover Institution Press, Stanford University.
- Princiotta, D., & Reyna, R. (2009). *Achieving Graduation for All: A Governor's Guide to Dropout Prevention and Recovery*. Washington, D.C.: Education Division of the National Governors Association Center for Best Practice.
- Rodriguez, N. (2013, April 11). Board Resolution Urges Early Adoption of Dropout Age Increase. *Kentucky Teacher*. Retrieved from <http://www.kentuckyteacher.org/news/2013/04/board-resolution-urges-early-adoption-of-dropout-age-increase/> accessed May 19, 2016
- Rodriguez, N. (2015, April 2). Holliday Announces Retirement, Last Day Will Be Aug. 31. *Kentucky Teacher*. Retrieved from <http://www.kentuckyteacher.org/news/2015/04/holliday-announces-retirement-last-day-will-be-aug-31/> accessed May 19, 2016
- Rumberger, R. W. (2012). *Dropping Out: Why Students Drop Out of High School and What Can Be Done About It*: Harvard University Press.
- Sanchez, C. (2015, April 27). In Texas, Questions About Prosecuting Truancy. *NPR Morning Edition*. Retrieved from National Public Radio, <http://www.npr.org/sections/ed/2015/04/27/400099544/in-texas-questions-about-prosecuting-truancy> accessed April 10, 2016
- Scott, D. (2013, July 15). Kentucky is 1st State to Answer Obama's Call to Raise Dropout Age to 18. *Governing*. Retrieved from <http://www.governing.com/blogs/view/gov-kentucky-is-first-state-to-raise-dropout-age-after-obamas-decree.html> accessed May 19, 2016
- Shah, N. (2013). Complaint: Truancy Policies in Dallas, Area Districts, Violate Civil Rights. *Education Week's blogs, "Rules for Engagement"*. Retrieved from <http://blogs.edweek.org/edweek/rulesforengagement/2013/06/texas-sized-truancy-problem-in-lone-star-state.html> accessed April 9, 2016
- Spears, V. H. (2015, July 17). Kentucky's New Dropout Law Could Face Legal Challenge or Revision in Next Legislative Session. *Lexington Herald-Leader*. Retrieved from <http://www.kentucky.com/news/local/education/article44610597.html> accessed May 17, 2016
- Speigle, E., Walker, G., Maurer, J. C., & Mendenhall, C. (2015). *Attendance Matters: White Paper on Chronic Absenteeism in San Antonio Schools*. Retrieved from P16Plus Council of Greater Bexar County:

- <http://www.p16plus.org/wp-content/uploads/2013/09/Attendance-White-Paper-2015.pdf> accessed April 10, 2016
- Stark, P., & Noel, A. M. (2015). *Trends in High School Dropout and Completion Rates in the United States: 1972–2012 (NCES 2015-015)*. Retrieved from National Center for Education Statistics, :  
<https://nces.ed.gov/pubsearch/pubsinfo.asp?pubid=2015015>
- Steffes, T. L. (2012). *School, Society, and State : A New Education to Govern Modern America, 1890-1940*. The University of Chicago Press.
- Stoops, T. (2007). *Raise the Bar, Not the Age: Why raising the compulsory school age won't reduce dropouts (Spotlight, No.321)*. Retrieved from John Locke Foundation:  
[http://www.johnlocke.org/acrobat/spotlights/spotlight\\_321-compulsiveed.pdf](http://www.johnlocke.org/acrobat/spotlights/spotlight_321-compulsiveed.pdf)
- Swanson, C. B., & Chaplin, D. (2003). *Counting High School Graduates when Graduates Count : Measuring Graduation Rates under the High Stakes of NCLB*. Retrieved from Urban Institute:  
<http://www.urban.org/research/publication/counting-high-school-graduates-when-graduates-count> accessed March 8, 2016
- Tennessee State Board of Education. (n.d.). Attendance and Truancy. *Frequently Asked Questions*. Retrieved from  
<https://www.tn.gov/sbe/topic/frequently-asked-questions> accessed April 17, 2016
- Texas Education Agency. (2014). *School Finance 101: Funding of Texas Public schools (Revised ed.)*. Retrieved from Office of State Funding: [http://tea.texas.gov/Finance\\_and\\_Grants/State\\_Funding/Manuals/School\\_Finance\\_Manuals/](http://tea.texas.gov/Finance_and_Grants/State_Funding/Manuals/School_Finance_Manuals/) accessed April 9, 2016
- Texas Senate Committee on Jurisprudence. (2014). *Senate Committee on Jurisprudence Interim Report to the 84th Texas Legislature*. Retrieved from <http://www.senate.state.tx.us/75r/Senate/commit/c550/downloads/c550.InterimReport84th.pdf> accessed April 8, 2016
- The White House. (2009, February 24). Remarks of President Barack Obama-Address to Joint Session of Congress. *Office of the Press Secretary, Briefing Room, Speeches and Remarks*. Retrieved from <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-address-joint-session-congress> accessed May 18, 2016
- The White House. (2012a). *Blue Print for An America Built to Last*. Retrieved from The White House:  
[https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/blueprint\\_for\\_an\\_america\\_built\\_to\\_last.pdf](https://www.whitehouse.gov/sites/default/files/blueprint_for_an_america_built_to_last.pdf)
- The White House. (2012b, January 24). Remarks by the President in State of the Union Address. *Office of the Press Secretary, Briefing Room, Speeches and Remarks*. Retrieved from <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/01/24/remarks-president-state-union-address> accessed May 18, 2016
- Thornburgh, N. (2006, April 9). Dropout Nation. *Time*.
- Timar, T., Biag, M. & Lawson, M. (2007). *Does State Policy Help or Hurt the Dropout Problem in California?* (California Dropout Research Project Report 3) Retrieved from University of California, Santa Barbara, :  
<http://www.cdrp.ucsb.edu/pubs.htm>
- Tyack, D. B., James, T., & Benavot, A. (1987). *Law and the Shaping of Public Education, 1785-1954*. Madison: University of Wisconsin Press.
- U.S. Department of Education. (2008). *High School Graduation Rate: Non-Regulatory Guidance*. Retrieved from U.S. Department of Education: <https://www2.ed.gov/policy/elsec/guid/hsgguidance.pdf>
- Whitehurst, G. J. R., & Whitfield, S. (2012). *Compulsory School Attendance: What Research Says and What It Means for State Policy*. Retrieved from Brown Center on Education Policy at the Brookings Institution:  
[http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2012/8/01-education-graduation-age-whitehurst-whitfield/0801\\_education\\_graduation\\_age\\_whitehurst\\_whitfield.pdf](http://www.brookings.edu/~media/research/files/papers/2012/8/01-education-graduation-age-whitehurst-whitfield/0801_education_graduation_age_whitehurst_whitfield.pdf)

- Wilson County Schools. (2015). *Wilson County Schools Student Handbook 2015-16*. Retrieved from [http://www.wcschools.com/?attachment\\_id=9003](http://www.wcschools.com/?attachment_id=9003) accessed April 17, 2016.
- WKYT. (2013, February 28). State Appoints Manager for Monticello Schools. Retrieved from <http://www.wkyt.com/home/headlines/State-appoints-manager-for-Monticello-schools-193840751.html> accessed May 17, 2016
- Zinth, J. D. (2012). *End-of-Course Exams* Retrieved from Education Commission of the States: <http://www.ecs.org/clearinghouse/01/01/27/10127.pdf> accessed March 14, 2016
- Zinth, J. D. (2015, February 1). 50-State Comparison: Dual / Concurrent Enrollment Policies. *Education Commission of the States*. Retrieved from <http://www.ecs.org/dual-concurrent-enrollment-policies/> accessed March 9, 2016
- OECD 教育研究革新センター (編). (2015). 『図表でみる教育 : OECD 教育インディケータ』. (徳永優子, 稲田智子, 西村美由起, 矢倉美登里, 訳) 明石書店.
- 岸本睦久. (2016). 「アメリカ合衆国」. 著: 文部科学省生涯学習政策局, 『諸外国の初等中等教育 (教育調査第 150 集)』. 文部科学省.
- 江澤和雄. (2010). 「就学義務制度の課題」. 『レファレンス』 (712), 29-52.
- 埼玉県教育委員会. (2016). 『第 4 回 高等学校中途退学追跡調査結果報告書』. 埼玉県. 参照日: 2016 年 5 月 16 日, 参照先: <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/toukei/documents/27chuutaichousa.pdf>
- 松尾知明. (2015). 『21 世紀型スキルとは何か—コンピテンシーに基づく教育改革の国際比較—』. 明石書店.
- 世界教育史研究会 (編). (1975). 『世界教育史大系 17 アメリカ教育史Ⅱ』. 講談社.
- 大島佳代子. (1991). 「公教育と親の教育権(1)—アメリカ合衆国におけるその保障と制約原理—」. 『北大法学論集』, 42(1), 61-104.
- 文部科学省. (2015 年 7 月 30 日). 「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について (通知)」. 文部科学省初等中等教育企画局初等中等教育企画課教育制度改革室. 参照日: 2016 年 5 月 19 日, 参照先: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/shugaku/detail/1361951.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1361951.htm)

## 脚注

- 1) 学校教育法施行令第 25 条第 5 号により市町村教育委員会が都道府県教育委員会に届け出て実施する「二部授業」をいう。
- 2) 学校教育法附則第 8 条及び中学校通信教育規程、参照。
- 3) 例えばモンタナ州では、毎年の学年度が始まる日より前に 7 歳に達した子供の保護者は、その子供の(a)16 歳の誕生日又は(b)第 8 学年の修了日のいずれか遅い方の日までで学校で教育を受けさせる義務がある (Mont. Code Ann. §20-5-102(1))。誕生日を基準とする例としてはジョージア州法の次の規定を挙げることができる。「公立、私立又はホームスクールプログラムへの出席は 6 歳の誕生日から 16 歳の誕生日までの間求められる。ただし、この出席の義務は高校卒業の要件をすべて満たした生徒には適用されない」 (O.C.G.A. §20-2-690.1(a))。また、ミシシッピ州の場合は学年度ではなく暦年(calendar year)の 9 月 1 日を基準にして、その日までに 6 歳に達した又は達する生徒からその日までに 17 歳に達していない年齢の生徒までを学齢児童生徒 (compulsory-school-age child) と定義している (Miss. Code Ann. §37-13-91(2)(f))。
- 4) 前掲註 1 でも取り上げたように義務教育終了年齢に達する前であっても所定の学年又は高校の課程の修了をもって義務教育期間が終了する例は多い。他にも例えば、オレゴン州法は 7 歳から 18 歳までの子供で第 12 学年を修了していないすべての子供は就学しなければならないと定める (Or. Rev. Stats. §339.010(1))。また、アリゾナ州法では 6 歳から 16 歳までのすべての子供は就学しなければならないが (A.R.S. §15-802 subsection A)、あらかじめ州教育委員会が第 10 学年修了の要件として定めた高校学習指導要領の課程を修了した者として学校長が認定

- した生徒には就学義務は適用されない (A.R.S. §15-802 subsection D-2)。
- 5) 客観的には、義務教育期間を終えて学校 (学籍) を離脱することが可能な年齢のこと *leaving school age* なのであるが、米国では高卒学歴を取得しなかった者を指すドロップアウト年齢 *dropout age* が用いられることの方が多く、それだけ「学校化」した社会であることを表してもいる (Baker, 2014, p. 220)。
  - 6) 法文上では「6 歳以上 17 歳以下」(原文は、”between six (6) years of age and seventeen (17) years of age, both inclusive.”, Tenn. Code Ann. §49-6-3001(C)(1)) となっているせいか、17 歳とする資料もしばしば見受けられる。
  - 7) 50 世帯以上の規模のタウンシップには公費で教師 (school master) を雇ってすべての子供に読み・書きの教育を施す義務を、100 世帯以上のタウンシップにはグラマースクールの設立の義務を課したもので、清教徒たちが悪魔と見なしたカトリック司祭の影響力から子供たちを守るためには自分で聖書を読めるようになることが必要との趣旨であったことから “Old Deluder Satan Act” と言われる。
  - 8) アイオワ州憲法はこの例外で、地方学校区に対する州政府の補助金支出に関連する規定 (Article □. Education and School Land, 2nd. School Funds and School Lands) はあるが、州教育委員会の設立や州教育委員会の権限・役割、そしてその一つとしての公立学校制度などを規定した各条文 (Article □. Education and School Land, 1st. Education, Sec.1~Sec.15) が 1864 年の州教育委員会の廃止により削除されたまま、現在でもない。
  - 9) なお、1954 年のブラウン事件判決を受けて、これに反発したミシシッピ州議会は人種差別的教育制度を存続させるため 1956 年に義務教育法を廃止してしまった (Jenkins & Person, 1991)。これが復活するのは 1977 年になってからである。
  - 10) クリントンはアーカンソー州知事であった 1983 年に、幼稚園 (kindergarten) を義務教育化する案や教育費 (州補助金) を充実させるための消費税及び事業税増税案も含む包括的な教育改革関連法案を審議するために議会 (特別会) を招集した。このとき、それまで 16 歳とされてきた義務教育終了年齢を 17 歳に引上げる政策を実現させている。ただし幼稚園の義務化や事業税増税は成立しなかった。なお、クリントンは「単なる増税ではなく、子供の未来に向けての、そして州の経済発展のための投資である」と主張していた (Herzik & Brown, 1991, pp. 121-139)。特に 1970 年代から 2000 年に至るまでの間は、教育改革を州経済回復のための手段としても重視する知事たちが南部の各州 (アラバマ、アーカンソー、フロリダ、ミシシッピ、ノースカロライナ、サウスカロライナ、バージニア) で相次いで登場した (McDermott, 2011, pp. 54-59)。
  - 11) これと対照的な日本の場合で、埼玉県教育委員会が埼玉県公立高校中退者に対して実施した追跡調査の結果 (2015 年) によれば、高校をやめたことについて「やめなければよかった」という回答が 12.0%、「まあ、やめなければよかった」という回答が 16.2%であり、「やめてよかった」は 33.8%、「まあ、やめてよかった」は 32.7%だったという [埼玉県教育委員会, 2016]。
  - 12) フレーミングに関しては、(Campbell, 2004) を参照
  - 13) フロリダとシカゴのケースでは、チャータースクールの高校に入学した生徒は通常の公立高校に入学した同学年の生徒と比べて、5 年以内での高校卒業率がフロリダで 10.9%、シカゴで 7.4% 高かったという (Booker, Brian, Sass, & Zimmer, 2014)。
  - 14) 2013 年の統計では、卒業資格取得のためだけに必要な卒業試験を課している州は 24 州、課していない州は 27 州 (ワシントン DC を含む) あった。高校での学習成果を反映させる内容になっていないことが多かったため、近年ではこれを学年末試験 (end of course exams) に変更したり、卒業試験に合格しなかった生徒への救済措置を講じたりしている州が増えている (Gewertz, 2016; Zinth, 2012)。
  - 15) 例えば、マサチューセッツ州の HB376 (2013 年 1 月) はボストン市への権限付与、メリーランド州の SB157 (2012 年 1 月) はボルティモア市への権限付与をするための法案であった。
  - 16) 例えばサウスダコタ州議会では義務教育年齢上限を 18 歳から 16 歳に引き下げる法案 House Bill 1168 が 2010 年



に提出されたことがあったが、法律にはならなかった。コロラド州の House Bill 1053(2015)も同様である。

17) Graduate Kentucky Bill とも呼ばれた。法案提案者は共和党のギブンス (David Givens) 上院議員である。

18) 実際、大統領選挙において民主党オバマ候補は 2008 年の選挙でも 2012 年の選挙でも、ケンタッキー州では大差で共和党候補に敗れている。

19) The Patient Protection and Affordable Care Act(PL111-148)

20) この点に関しては 松尾(2015)を参照。

21) なお、モンティチェロ独立学校区 (Monticello Independent School District) という小規模な学校区が財政破綻の危機に陥ったため 2013 年 2 月から州教育委員会の直轄管理に置かれていたが (WKYT, 2013)、2013 年 7 月 1 日をもってウェイン郡 (Wayne County) 学校区に吸収合併されたため、全学校区数は 173 となった (Kentucky Department of Education, 2013; Kentucky School Boards Association, 2013)。もともと、55%の境目が 96 学校区であることに変わりはない。

22) 表 1 に示すように州法上、高校未修了者は 21 歳まで (学校によっては 26 歳まで) 公立学校に在学でき (Tex. Edu. Code §25.001)、在学する以上は出席義務があるが (Tex. Educ. Code §25.085(e),(f))、無断欠席に対して出席義務違反 (改正前の§25.094) が適用されるのは 18 歳未満 (義務教育終了年齢が引上げられる前) の生徒までであると解釈されていた (Attorney General of Texas, 2012)。

23) ここでいう無断欠席の判断基準とは、改正前の州教育法§25.094(e)もテキサス州家族法§51.03(b)(2)も同じで、①同一学年度内における 6 か月を通じ理由なく欠席又は欠課をした日が 10 日以上の場合と、②同一学年度内における 4 週間を通じ理由なく欠席又は欠課をした日が 3 日以上の場合とがある。州教育法§25.094(e)では、①の場合、地方学校区は児童生徒、保護者又はその両者を出席義務違反の罪で告発しなければならないとされ、②の場合には告発することができる、となっていた。

24) テキサス州では少年裁判所での審理に時間がかかりすぎるなどの理由から、1995 年からは都市裁判所 (municipal court) か治安判事 (justices of the peace court) が無断欠席事案を処理できるようになり、また、2003 年にはフォートベンド・カウンティとダラス・カウンティの 2 自治体に無断欠席裁判所が設けられて、それぞれの管轄地域内の地方学校区の無断欠席事案を担当している。

25) 児童生徒は 500 ドル以下の罰金に加えておよそ 80 ドルの裁判費用を支払うことになる。なお、児童生徒が 12 歳未満の場合は親が「無断欠席を助長した保護者の罪」で同じ罰金を払うことになり、加えて地域奉仕活動が義務付けられることもある。12 歳~17 歳の児童生徒のケースでは本人だけでなく親も「無断欠席を助長した保護者の罪」で訴追するかどうかは学校区の判断になる。年間平均で 35,000 件の無断欠席の事案を扱うダラス・カウンティの無断欠席裁判所だけでもこの罰金の総額が 2009 年度で 200 万ドル以上となり、2011 年度は約 180 万ドルであったという (Fuents, 2012)。